

Yuki Shinkin Bank ディスクロージャー誌 2024

Annual Report
経営内容の報告／ユーシンレポート



地元とともに心はひとつ

結城信用金庫

ごあいさつ

For Yushin Report 2024



皆さまには、平素より結城信用金庫に格別のご支援、ご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫の経営理念や地域貢献への取組み、業績の推移などを取りまとめた『ユーシンレポート 2024』を作成いたしました。ご高覧をいただき、当金庫に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和5年度の日本経済はコロナ禍を乗り越え、緩やかな回復基調を辿っておりますが、内需は力強さを欠き、GDPの5割以上を占める個人消費も停滞しております。

一方で地域経済は、景況感はわずかに良化しているものの、原材料価格の高騰や円安に伴う価格転嫁が追いつかないことに加え、少子高齢化や人口減少、地域事業所の減少など、構造的な問題も重なり、景気回復を実感するには至っていない状況にあります。当金庫の営業地域においても、「ユーシン景況レポート」の令和6年3月期の全業種業況判断DIは△10.4ポイントと、依然として水面下の状況が続いています。

このような経済環境のなか、当金庫は「地元とともに心はひとつ」という経営理念のもと、お客さまとの接点を大切にし、地域社会・お客さまが抱える課題解決に取り組んでまいりました。

令和6年度は“ユーシン「未来を拓く変革への挑戦」2024”3か年計画の初年度として、お客さまとの接点確保に軸足を置きながら、「資金繰り支援から事業再生支援」へ、また、「貯蓄から投資」に向け、付加価値の高いサービスを提供してまいります。そして、職員一人ひとりが「地域のお客様のために何ができるか」を常に考え、お客さまと共にこの地域社会の発展を目指してまいります。

今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 石塚 清博



地元とともに 心はひとつ

CONTENTS

ごあいさつ	1
概要・沿革	3
経営理念・経営方針・3か年計画	4
業績の概要	5
地域活性化のための取組状況	7
中小企業における経営改善のための取組状況	11
お客さま本位の業務運営の取組状況	12

総代会	13
組織図・役員・役職員の報酬体系	14
リスク管理の体制	15
法令遵守（コンプライアンス）の態勢	16
業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要	18
個人情報保護の態勢	19

主要な業務のご案内 / 主な預金商品	20
主な融資商品	21
各種サービス・保険商品	22
店舗のご案内	23
主な手数料	25

資料編

財務諸表（貸借対照表）	27
財務諸表（損益計算書）	28
貸借対照表注記	29
貸借対照表注記／損益計算書注記	31
経営指標等	32
預金に関する指標	33
貸出金等に関する指標	34
有価証券に関する指標	35
管理債権等	37
当金庫の自己資本の充実の状況等	38
定量的な開示項目①	39
定量的な開示項目②	40
定量的な開示項目③	41
定量的な開示項目④	42
定量的な開示項目⑤	43
定量的な開示項目⑥	44
信用金庫業界のセーフティーネット	45
信用金庫法施行規則に基づくディスクロージャー項目	46

概要・沿革



概要

本店所在地 …… 〒307-8601
茨城県結城市大字結城557番地

電話番号 …… 0296-32-2110

FAX …… 0296-33-0414

URL …… <https://www.shinkin.co.jp/yuki/>

創立 …… 明治35年5月26日

純資産 …… 201億32百万円

会員数 …… 36,163人

役職員数 …… 234人

店舗数 …… 24店舗

(2024年3月31日現在)

シンボルマークについて



ユーシンのシンボルマークは
“一つの心”を表しています。
事（目標・事業）を起こすときは
全員一丸となって精進するという意味で、
創立以来現在まで引き継がれています。

沿革

明治 35 年 5 月	産業組合法に基づき、無限責任「結城融通信用組合」設立
大正 5 年 11 月	無限責任「結城信用組合」に名称変更
昭和 18 年 7 月	市街地信用組合法に基づき「結城信用組合」に改組
// 25 年 5 月	関城支店開設（支店第1号）
// 26 年 10 月	信用金庫法に基づき信用金庫に改組「結城信用金庫」に改称
// 45 年 12 月	預金 100 億円達成
// 46 年 9 月	本店新築移転
// 48 年 12 月	日本銀行と当座取引開始
// 49 年 11 月	日本銀行蔵入代理店認可
// 56 年 3 月	両替商業業務取扱開始
// 56 年 10 月	信金東京共同事務センターに加入
// 58 年 10 月	国債等の窓口販売業務取扱開始
// 59 年 12 月	預金 1,000 億円達成
平成 元年 1 月	I-NET に加盟、キャッシュサービス開始
// 3 年 12 月	預金 2,000 億円達成
// 9 年 4 月	本店別館新築
// 12 年 2 月	ホームページ開設
// 12 年 3 月	デビットカードサービス取扱開始
// 12 年 3 月	守谷支店開設（営業店舗 22 か店となる）
// 12 年 12 月	しんきん ATM ゼロネットサービス取扱開始
// 13 年 3 月	スポーツ振興くじ (toto) 払戻し業務取扱開始
// 13 年 4 月	保険商品等の窓口販売業務取扱開始
// 13 年 5 月	休日ローン相談業務取扱開始
// 14 年 5 月	結城信用金庫創立 100 周年
// 14 年 9 月	創立 100 周年記念式典挙行
// 16 年 7 月	投資信託の窓口販売業務取扱開始
// 17 年 12 月	預金 3,000 億円達成
// 18 年 2 月	WEB パンキング取扱開始
// 19 年 4 月	友部支店開設（営業店舗 23 か店となる）
// 20 年 11 月	茨城エコ事業所（AAA・L）登録
// 24 年 3 月	関城支店移転新築
// 24 年 9 月	茨城県外初となる小山城南支店開設（営業店舗 24 か店となる）
// 25 年 2 月	「結城信金でんさいサービス」取扱開始
// 27 年 2 月	日本政策金融公庫と業務連携の覚書締結
// 29 年 4 月	豊里支店サテライト化開始
// 29 年 12 月	三和支店新築
// 30 年 4 月	下館南支店サテライト化開始
// 30 年 12 月	信託契約代理業務取扱開始
// 31 年 4 月	三和南支店サテライト化開始
令和 2 年 3 月	奄美大島信用金庫と業務提携の覚書を締結
// 4 年 5 月	創立 120 周年記念観光案内板設置
// 5 年 3 月	(社) 民間都市開発推進機構と「結城まちづくりファンド」設立

経営理念・経営方針・3か年計画

経営理念

当金庫が明治35年5月の創立以来、一貫して目指してきたものは「地域に密着し、地域の皆さまとともに地域社会の発展と繁栄のために貢献し、地域の皆さまに信頼される結城信用金庫」であります。

地域のお客さま一人ひとりと結城信用金庫そして金庫役職員が相互扶助の精神で“ここをひとつ”にして、地域の皆さまにきめ細かなサービスを提供することを考え、日々業務に励んでおります。

【基本方針】

地域金融機関である事を誇りとし、
真に愛され信頼される金庫となり地域産業の振興に貢献します。

金融業務の公共性を自覚し、
常に研鑽を積み堅実なる経営を以て信用の維持に努めます。

金庫の繁栄と共に役職員の生活向上を図り、
安定にして幸福なる職場たらしめます。

経営方針

社会・経済システムの転換期を迎え、金融機関を取り巻く環境も大きく変化しており、「経営の健全性の維持・向上」および「お客さま満足度の向上」の両立が最も重要な経営課題となっております。

当金庫は、役職員一人ひとりが地域社会の一員であることを認識し、地域社会の持続的発展に向けて、自己の果たすべき役割を全うしてまいります。

金融機関の経営はいたずらに業容の拡大に走ることなく、
量と質のバランスを考慮し常に健全経営に徹します。

資産の健全性確保と信頼の向上に努めます。

収益体質の強化とリスク管理の徹底に努めます。

社会的資産である人材の育成に努めます。

“ユーシン「未来を拓く変革への挑戦」2024” 3か年計画

2024年度は、“ユーシン「未来を拓く変革への挑戦」2024”3か年計画初年度にあたり、長期計画で取り組むべき重点戦略・課題として、右記の4項目を掲げました。

地域と共に未来へ歩み続ける信用金庫を目指し、地域経済の発展と当金庫の経営基盤の安定に取り組んでまいります。

I. お客さま・地域とともに歩む

1. 小口先数主義の徹底
2. 事業者支援の強化
3. 地方創生への取組強化

II. 組織力の強化

1. 人財育成・多様性の確保
2. 営業力強化に向けた態勢の整備

III. コンプライアンス態勢・顧客保護等管理態勢の強化

1. コンプライアンス重視の企業風土の確立
2. 顧客保護等管理態勢の強化
3. セキュリティ対策（取引先の安定性確保）の強化

IV. 安定的な経営基盤を確立する取組み

1. 収益力強化に向けた取組み
2. 顧客接点確保への取組み

業績の概要

経営環境

国内の経済環境はコロナ禍を乗り越え、経済活動の正常化が本格化するものの、個人消費の停滞や原材料価格の高騰、円安に伴う影響などが景気回復を緩やかなものにしていきます。

こうした経済環境は、当金庫の営業地域においても例外ではなく、少子高齢化や人口減少、経営者の高齢化や後継者不足による地域事業所の減少など、構造的な問題も重なり、景気回復を実感するには至っていない状況にあります。

当金庫は、これからもお客さまとの接点を大切に、長期的な視点で地域・お客さまに寄り添い、行動する信用金庫を目指してまいります。

事業の業績

【預金積金】

期末残高は、4,088億2百万円(前期末比+20億円、0.49%増加)となりました。

科目別残高では、要求性預金1,792億38百万円、定期性預金2,295億63百万円となり、人格別では個人預金3,428億61百万円、法人預金659億40百万円となりました。

また、期中平均残高も4,108億12百万円(前期比+43億2百万円、1.05%増加)となりました。

当金庫の経営姿勢や健全性をご理解いただき、預金残高は安定的に増加いたしました。

【貸出金】

期末残高は、1,382億87百万円(前期末比△37億65百万円、2.65%減少)となりました。

科目別残高は、割引手形9億49百万円、手形貸付150億2百万円、証書貸付1,189億22百万円、当座貸越34億13百万円となり、人格別では法人向け貸出金828億78百万円、個人向け貸出金554億9百万円となりました。

期中平均残高は、1,394億49百万円(前期比△21億90百万円、1.54%減少)となりました。

今後も、当金庫のビジネスモデルである「小口先数主義」にもとづく地道な営業活動に取り組むことで、地域社会の発展に貢献してまいります。

【有価証券】

期末残高は、1,486億29百万円(前期末比+66億12百万円、4.65%増加)となりました。

当金庫は、厳格な基準・細則に基づき、安全性や収益性に配慮し、債券を中心とした有価証券運用を行っております。

【預かり資産】

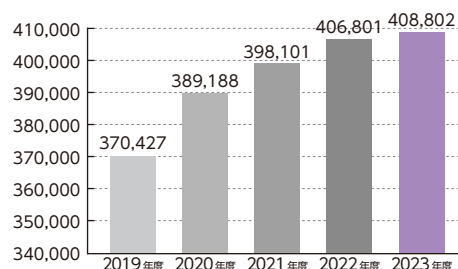
預かり資産残高(投資信託・公共債・個人年金保険・終身保険の合計)は、169億56百万円(前期末比+5億45百万円、3.32%増加)となりました。

終身保険の販売が順調で残高が増加しました。

当金庫では、お客さまの家計の長期・安定的な資産形成のサポートに取り組んでおります。

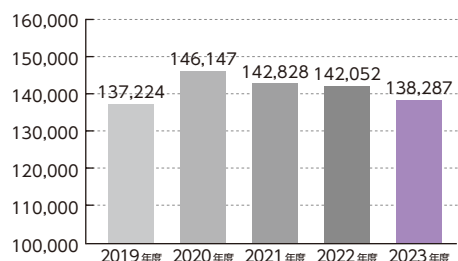
【預金積金の推移】

(単位:百万円)



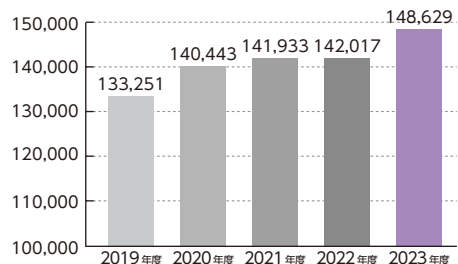
【貸出金残高の推移】

(単位:百万円)



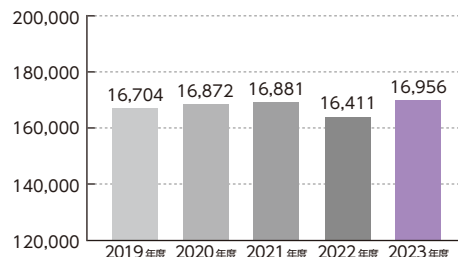
【有価証券残高金の推移】

(単位:百万円)



【預かり資産の推移】

(単位:百万円)



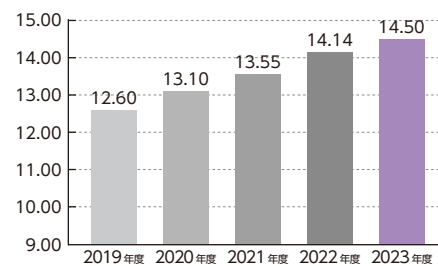
【自己資本比率】

自己資本比率は、金融機関の健全性を示す指標として重要視されています。

2024年3月末の自己資本比率は、14.50%(前年度末比0.36ポイント上昇)となりました。国内基準の4%を大きく上回っており、高い健全性を維持しております。

【自己資本比率の推移】

(単位：%)



【損益】

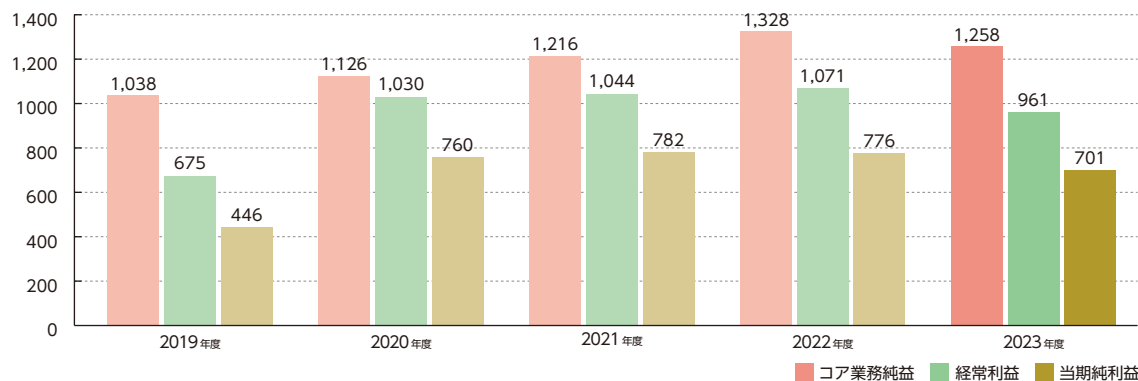
収益面では、株式等売却益が減少したことからその他臨時収益が減少し、経常収益は43億92百万円(前年度比1億83百万円減少)となりました。

費用面では、経費削減に努めた結果、経常費用は34億31百万円(前年度比72百万円減少)となりました。

以上の結果、金融機関の基本的な収益性の指標であるコア業務純益は12億58百万円、経常利益9億61百万円、当期純利益7億1百万円となりました。

【コア業務純益】【経常利益】【当期純利益】

(単位：百万円)



直近5事業年度における主要な経営指標の推移

	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	(百万円)	4,598	4,665	4,376	4,575	4,392
経常利益	(百万円)	675	1,030	1,044	1,071	961
当期純利益	(百万円)	446	760	782	776	701
出資総額	(百万円)	1,945	1,939	1,934	1,937	1,924
出資総口数	(千口)	1,945	1,939	1,934	1,937	1,924
純資産額	(百万円)	18,813	20,685	20,663	19,529	20,132
総資産額	(百万円)	392,852	433,423	441,964	427,823	430,414
預金積金残高	(百万円)	370,427	389,188	398,101	406,801	408,802
貸出金残高	(百万円)	137,224	146,147	142,828	142,052	138,287
有価証券残高	(百万円)	133,251	140,443	141,933	142,017	148,629
単体自己資本比率	(%)	12.60	13.10	13.55	14.14	14.50
出資に対する配当金(出資1口当たり)	(円)	20	20	20	20	20
役員数	(人)	11	11	9	10	10
うち常勤役員数	(人)	7	7	6	6	6
職員数	(人)	264	262	256	238	228
会員数	(人)	38,170	37,921	37,606	37,244	36,163

2023

ボランティア活動



NPO法人フードバンク茨城へ食料品を寄贈



本店敷地内での献血の様子

2023

- 6/1 地方創生支援定期預金募集(6/1～8/31)を開始しました。
- 6/15 「信用金庫の日」貢献活動でNPO法人フードバンク茨城へ保存食を寄贈しました。
- 6/26 第122期通常総代会を開催しました。
- 7/13 三和支店にて「茨城県よろず支援拠点」および「茨城県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携した個別相談会を開催しました。
- 8/17 本店敷地内にて献血活動を実施しました。
- 9/20 「金融教育(出前授業)」を筑西市立新治小学校で行いました。
- 10/11 結城商工会議所と共催し、水戸財務事務所梅村所長を講師に迎え、新NISA活用の講演会を開催しました。
- 11/1 地方創生支援定期預金募集(11/1～2/29)を開始しました。
- 11/7～8 第45回ユーシン友の会「東京湾一周 優雅な船旅と古都鎌倉 散策の旅」を実施しました。
- 11/9 豊里支店においてつくば市立豊里学園上郷小学校の児童を「生活科町探検」として受け入れ「金融教育」を行いました。
- 11/15 「弁護士との個別面談方式による無料法律相談会」を実施しました。
- 11/22 「愛の募金」で茨城県常総市に防災用投光器23台を寄贈しました。
- 11/30 「愛の募金」で茨城県結城郡八千代町に防災用投光器5台を寄贈しました。
- 12/13 茨城県常総市社会福祉協議会へ「愛の募金活動」による善意金を寄付しました。



地域貢献活動(役職員による「愛の募金」活動)



常総市(11/22)、八千代町(11/30)に防災用投光器を寄贈



常総市社会福祉協議会へ善意金を寄付

相談会の開催



「茨城県よろず支援拠点」および「茨城県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携した個別相談会を実施



弁護士の個別相談方式による無料相談会



所得税還付申告相談会を実施

2024

- 1/27 第10回結城信用金庫杯少年サッカー大会を開催しました。
- 2/6 南支店にて所得税還付申告相談会を開催しました。
- 2/8 笠間市店にて「茨城県よろず支援拠点」および「茨城県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携した個別相談会を開催しました。
- 2/20 信金中央金庫・中小企業研究所主任研究員を迎え、結信ビジネスクラブ勉強会『中小企業にこそ価値創造が期待できる「SDGs経営」』を開催しました。
- 3/1 茨城県内5金融機関が共同で「いばらき地域金融M&Aアライアンス」を発足しました。
- 6/1 地方創生支援定期預金募集(6/1～8/31)を開始しました。
- 6/11 結信ビジネスクラブ20周年記念総会が行われました。
- 6/14 「信用金庫の日」貢献活動でNPO法人フードバンク茨城へ保存食を寄贈しました。
- 6/27 第123期通常総代会を開催しました。



2024

第10回結城信用金庫杯少年サッカー大会を開催



第10回結城信用金庫杯少年サッカー大会を開催

結信ビジネスクラブ勉強会



「中小企業にこそ価値創造が期待できる「SDGs経営」」を開催しました。

金融教育（出前授業）



豊里支店においてつくば市立豊里学園上郷小学校の児童を「生活科町探検」として受け入れ「金融教育」を行いました。



筑西市立新治小学校で「金融教育(出前授業)」を行いました。

「いばらき地域金融M&Aアライアンス」発足



令和6年3月1日地域のお客様の事業承継に関する課題解決を支援するため茨城県内5金融機関が共同で「いばらき地域金融M&Aアライアンス」を発足しました。

地域活性化のための取組状況

当 金庫は、茨城県西地区を主な営業地域とし、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、互いに助け合い、発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資をすることにより、事業の発展や豊かな生活を送るためのお手伝いをさせていただいております。

また、当金庫も地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民の皆さまと幅広いネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。そして、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育など様々な分野で、地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

今後ともこうした取組みを更に強化することにより、地域の持続的発展のお手伝いをさせていただきたいと考えております。

■預金業務

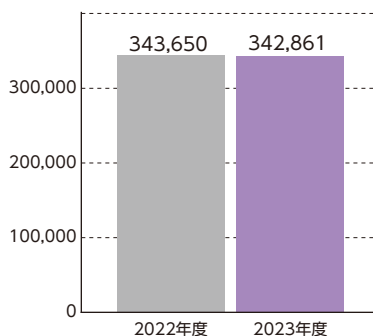
お客さまの大切な資金を、安全・確実・有利にお預かりいたします。いつでも出し入れ自由で家計簿がわりにご利用いただける普通預金、お利息の有利な定期預金、将来にむけての資金づくりのために定期積金・財形預金等、目的に応じてたくさんの商品をご用意しています。

お客さまのニーズにお応えするために、より一層のサービスの充実に努めてまいります。

預金積金残高：408,802 百万円

【個人預金残高】

2024年3月31日現在 (単位：百万円)



預金積金残高 408,802 百万円

預金積金

貸出金

貸出金残高 138,287 百万円

結城信用金庫

店舗数：24 店舗

自己資本比率：14.50%

■有価証券投資業務

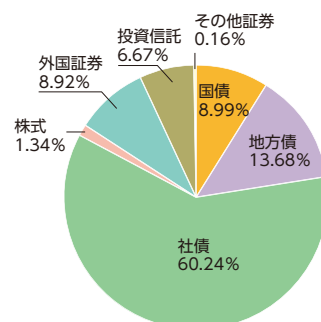
当金庫では、お客さまからお預かりした資金の一部を有価証券等で運用しております。厳格な基準・細則に基づき、安全性や収益性に留意し、国債、地方債、社債を中心とした運用をしています。

有価証券残高：148,629 百万円

【有価証券の種類別残高】

2024年3月31日現在 (単位：百万円、%)

	残高	構成比
国債	13,362	8.99
地方債	20,327	13.68
社債	89,539	60.24
株式	1,995	1.34
外国証券	13,258	8.92
投資信託	9,914	6.67
その他証券	233	0.16
合計	148,629	100.00



Pick UP!



新年を結城紬でお出迎え

2024年1月4日、本店営業部にて結城紬を着た職員が新年のお出迎えをしました。



第123期総代会

2024年6月27日、総代会にて結城紬を着用した女性職員が司会を担当し、男性の役職員は紬のネクタイを着用しました。

■地域活性化の取組み

当金庫は、地元特産品を懸賞品として採用し「地方創生支援定期」の取扱いをしています。

今後も地方創生の一環として、地場産業の情報発信に取り組むことで、地域経済の発展に貢献してまいります。



令和6年6月3日から8月30日までの間結城市「水川商店 本造り大柿ピーナッツ・さや付ピーナッツ」、笠間市「湊屋味噌醸造所 湊屋味噌・稲荷ひしお」が抽選で当たる地方創生支援定期を実施しております。

出資金残高 1,924百万円

出資金

支援サービス

地域のお客さま
会員の皆さま

会員数：36,163人

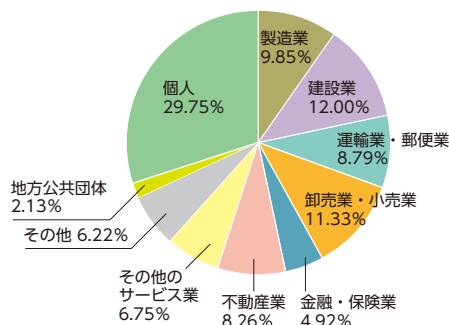
■融資業務

当金庫は「地域に密着し、地域とともに繁栄する」という経営理念のもとに、地元でお預かりした預金は地元のお客さまに有効にご活用いただけますよう、さまざまな融資商品を取り揃えております。地元の企業や個人事業主の皆さまには、事業発展に向けた運転・設備資金、個人の皆さまには、住宅の新築（購入）や増改築のための資金・結婚や教育など豊かな生活づくりのための資金等、ご用途に応じた各種ローンを取り揃え、地域金融機関としてお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしております。

貸出金残高：138,287 百万円

【貸出金業種別残高割合】

2024年3月31日現在



中小企業における経営改善のための取組状況

当金庫は、地域金融機関として、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、また、サポートが必要なお客さまへの経営改善支援を積極的に推進し、地域金融の円滑化に取り組んでまいりました。

現下の厳しい経済金融情勢にあって、地域に密着した当金庫の役割が一層重要になっていると考え、中小企業や個人事業主のお客さまからの資金繰り、ご返済に関するご相談に対して、きめ細かな対応を行っています。

中小企業の経営支援に関して

取組方針

当金庫は、地域金融機関として、地域の皆さまにきめ細かなサービスを提供し、必要な資金を安定的に供給しております。また、必要に応じて経営改善に向けた支援を積極的に行うことにより、地域経済の活性化を实践することが社会的使命と考えております。今後とも、お客さまからの経営支援に関するご相談を真摯に受け止め、お客さまが抱えている課題を十分に把握し、課題解決に向け取り組んでまいります。

取組状況

● 創業・新規事業開拓の支援

創業者支援融資

地域活性化の柱となる新しい事業を育てるために、創業を目指している個人・法人や既存の事業者の新分野進出に対し、資金の面でサポートを行っています。新規事業の立ち上げを支援する目的として「創業者支援融資[洋々]」の取扱いをするなど、融資や本業支援等を通して、地方創生への貢献に取り組んでおります。

態勢整備の状況

当金庫は、上記基本方針を適切に実施するため、お取引先中小企業（小規模事業所を含む）の実態把握を行い、経営支援に積極的に関与することにより、お取引先の経営改善並びに地域経済の活性化を目的に、支援業務の推進態勢強化に取り組みました。さらに、茨城県中小企業活性化協議会、茨城県中小企業振興公社、保証協会、地域の商工会・商工会議所、税理士等との連携を強化し、お取引先に最も有効的な支援態勢・連携構築を図っています。

● 成長段階における支援

課題解決型金融を実践するための外部機関との連携支援

地域プラットホームを活用した専門家派遣による経営支援を行っております。

● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

取引先に対する経営改善・再生計画等の策定支援（外部機関活用を含む）M&A仲介等に取り組んでおります。

取組実績

【2023年4月～2024年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

		期初 債務者 数	うち経営 改善支援 取組み先 数	αのうち 期末に 債務者区 分がラン クアップ した先数			経営 改善 支援 取組み 率	ラン ク アッ プ 率	再生 計画 策定率	
				β	γ	δ				
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α	
正常先	①	2,213	0		0	0	0.0		-	
要注意 先	うちその他 要注意先	②	1,416	452	17	430	35	31.9	3.8	7.7
	うち要管理先	③	11	2	0	1	0	18.2	0.0	0.0
	破綻懸念先	④	29	5	1	3	0	17.2	20.0	0.0
	実質破綻先	⑤	77	0	0	0	0	0.0	-	-
	破綻先	⑥	22	0	0	0	0	0.0	-	-
	小計（②～⑥の計）		1,555	459	18	434	35	29.5	3.9	7.6
合計			3,768	459	18	434	35	12.2	3.9	7.6

※期初債務者数及び債務者区分は2023年4月当初時点まで整理。

※債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

※βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。なお、経営改善支援取組み先で期中に完了した債務者はαに含めるもののβに含めない。

※期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。

※最初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理した。

※期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。※γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

※みなし正常先については正常先の債務者数に計上した。

※「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資償行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

◇お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

◇上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

◇経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

◇お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

◇事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

◇お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	2023年度
新規に無保証で融資した件数	443件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.46%
保証契約を解除した件数	25件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

お客さま本位の業務運営の取組状況

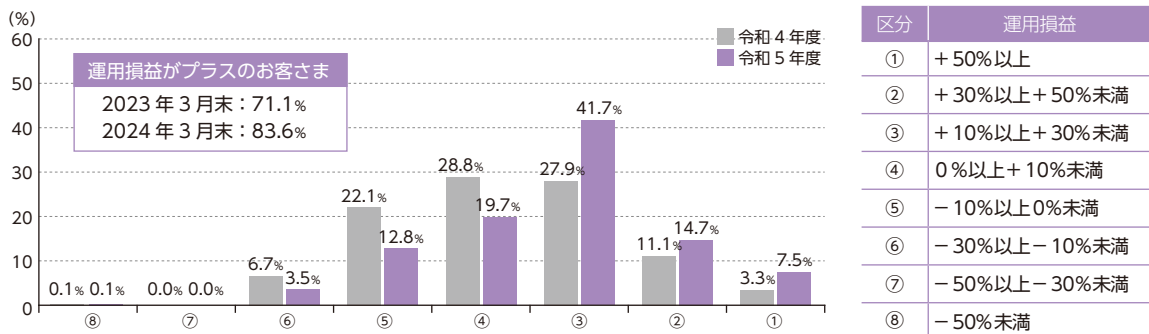
成果指標・KPIの取組みについて

『お客さま本位の業務運営にかかる基本方針』に沿って、お客さまの最善の利益の追求と家計の長期・安定的な資産形成のサポートに取り組みました。2024年3月末時点の共通KPI(成果指標)は次の通りです。

(1) 投資信託の運用損益別お客さま比率の状況

2024年3月末現在、当金庫で投資信託を保有するお客さまのうち、受取配当金を含む運用損益がプラスのお客さまの比率は83.6%となっております。

● 投資信託運用損益別顧客比率

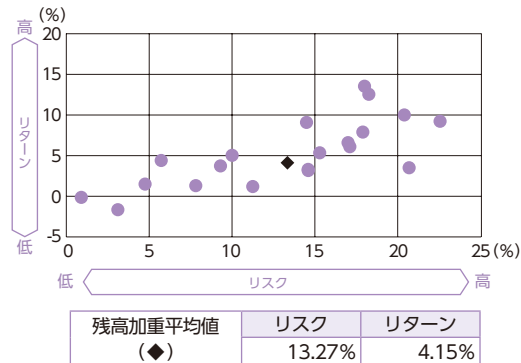


(2) 投資信託預かり残高上位20銘柄のリスク・リターン、コスト・リターン(設定後5年以上)

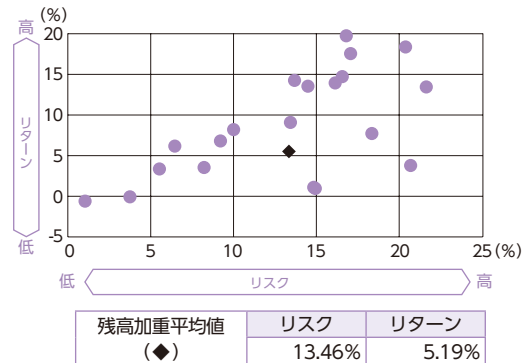
設定後5年以上の投資信託のリスク対比のリターン、コスト対比のリターンは下表の通りです。お客さまが保有されている投資信託の平均値は、リターンが5.19%、コスト1.60%、リスクが13.46%となっております。

● 投資信託預かり残高上位20銘柄のリスク・リターン

【2023年3月】

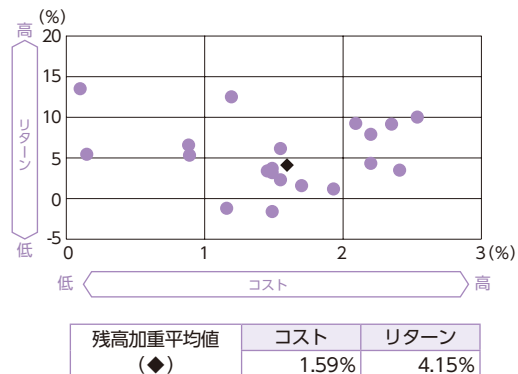


【2024年3月】

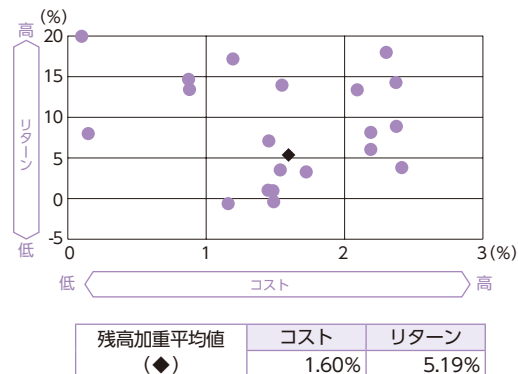


● 投資信託預かり残高上位20銘柄のコスト・リターン

【2023年3月】



【2024年3月】



総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を尊重する協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、当金庫の経営に参加することができます。

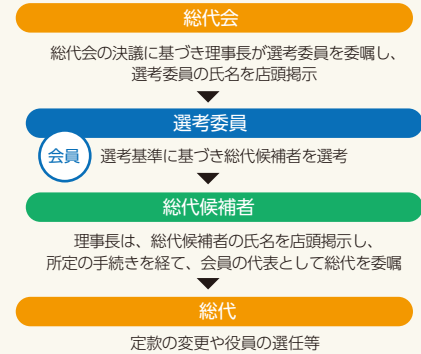
当金庫では、36,163名（2024年3月末現在）とたくさんの皆さまに会員として出資していただいております。総会の開催は困難であることから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、定款の変更や役員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、会員の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されています。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、**会員の意見を適正に反映するための制度**です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数・年齢

- ・総代の任期は3年です。
- ・補欠又は増員により選任された総代の任期は、他の総代の残任期間と同一とします。
- ・総代の定数は、80人以上110人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。2024年3月31日現在の総代数は98人、会員数は36,163人です。
- ・総代は就任の時点において満77歳を超えない会員とします。

(2) 総代候補者選考基準

- ①資格要件 当金庫の会員であること
- ②適格要件 当金庫の総代として相応しい見識を有していること

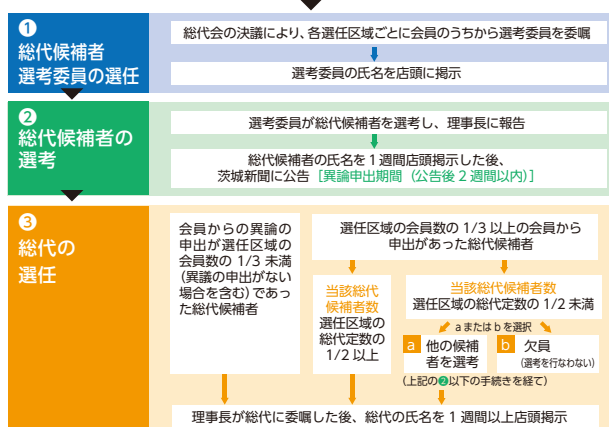
(3) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。よって、当金庫の総代として相応しい見識を有していることを基準として、厳格な手続により選任されます。

総代の選考手続は以下のとおりです。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③その総代候補者が会員の信任を受ける

地区を7区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める



123期通常総代会の決議事項

第123期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

総代会開催日 2024年6月27日（木）

議事

報告事項・監査報告

- ・第123期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告

決議事項 【第1号議案】 第123期 剰余金処分案承認の件

【第2号議案】 定款一部変更承認の件

【第3号議案】 理事1名選任の件

【第4号議案】 会計監査人選任の件

【第5号議案】 総代候補者選考委員23名選任の件

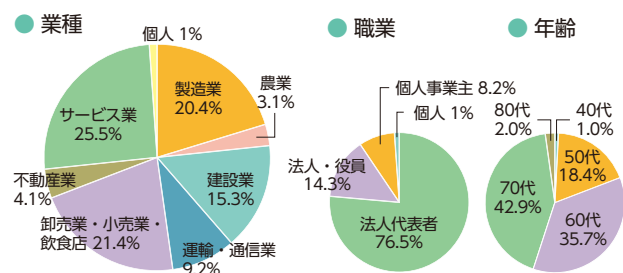
【第6号議案】 会員除名の件

● 総代の氏名等（敬称略、店舗順）

2024年6月30日現在

1区	18名	小倉敏行 ⑧ 野原千明 ⑥ 大山貞雄 ⑥ 加藤初江 ⑤ 人見愛子 ③ 四宮英男 ② 鶴岡正顯 ② 石黒雅子 ② 大日方利行 ① 宮田 通 ⑧ 川崎 勝 ⑤ 小貫勝重 ⑤ 菊池和代 ④ 生井裕司 ⑧ 和泉田武雄 ③ 関 和子 ② 長谷川仁一 ② 大木 誠 ③
2区	25名	中澤 正 ⑥ 大畑陽子 ⑤ 中山 栄 ③ 飯島 栄 ② 糸澤秀幸 ① 森 寛樹 ① 中西悦夫 ⑦ 青木繁政 ⑦ 志賀野明範 ⑤ 小林孝浩 ④ 野間貴雄 ② 平澤 清 ① 三反崎晴典 ① 柴 光昭 ① 野手 満 ② 山下一男 ① 大木英樹 ① 石島勝明 ① 神戸 一 ⑦ 鈴木陽一 ⑦ 堀江久男 ② 若本春美 ① 水越豊子 ④ 黒澤善弘 ② 郡司茂則 ①
3区	17名	山中将平 ⑨ 石川康夫 ② 齊藤文雄 ② 北山英明 ② 下村宏幸 ① 大橋一博 ① 桑原正信 ① 須永和彦 ⑤ 伊藤龍司 ② 齋藤行信 ② 井上 玲 ① 峯 栄 ⑤ 蓮見 聡 ② 永井秋信 ① 初見周一 ⑦ 並木義雄 ⑤ 荒川重男 ②
4区	10名	関 朗彦 ⑦ 酒井基子 ⑤ 野永美枝子 ④ 小松原 裕 ③ 飯田正之 ② 鈴木康二郎 ① 新井 衛 ① 丸山寛司 ⑤ 飯田久夫 ③ 石塚正好 ①
5区	9名	仙波郁雄 ⑧ 増渕町子 ④ 森 重正 ② 藤井安都子 ② 橋本位知朗 ③ 長谷川克己 ② 安澤浩一 ① 佐竹克文 ④ 角田 等 ①
6区	8名	栗原茂雄 ⑧ 櫻井 清 ⑥ 鯨井道子 ⑤ 塚田 隆 ⑤ 古橋 勇 ② 西山 勉 ⑦ 小川敏雄 ⑥ 柴 正一 ④
7区	11名	染谷秀雄 ② 倉持一彦 ② 神達良司 ② 松野浩之 ② 古沢富二 ⑥ 中山真一郎 ① 倉持光一 ⑦ 中島正史 ⑦ 吉原光夫 ① 寺田幸子 ② 大山 哲 ①

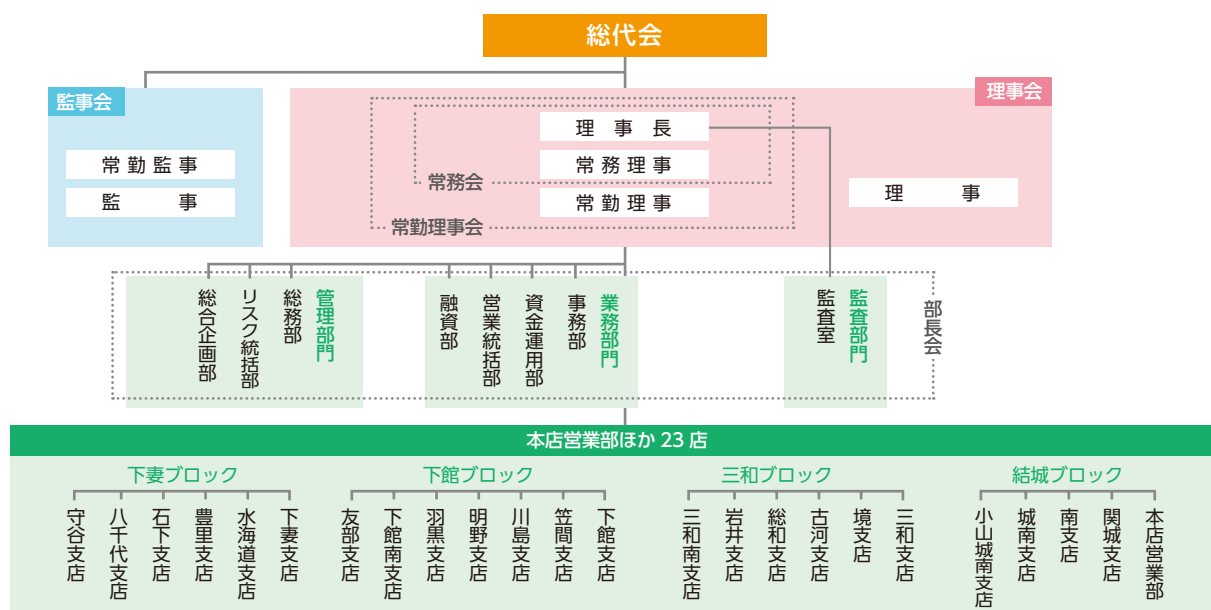
〔総代数 98名〕



組織図・役員・役職員の報酬体系

結城信用金庫組織図

(2024年7月1日現在)



役員の紹介

(2024年7月1日現在)

理事長(代表理事)

石塚 清博

常務理事(代表理事)

石島 睦

常勤理事

能島 達也

池田 芳伸

加藤 稜

堀江 一也

理事

岩崎 広行

小西 泰雄

常勤監事

塚原 隆夫

監事

赤岩 茂

富山 一郎

(注1) 監事・赤岩茂は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

(注2) 理事・岩崎広行、小西泰雄は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

当該年度に支払った対象役員に対する報酬等の支払総額は91百万円であります。

(注1) 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

(注2) 上記の内訳は、「基本報酬」81百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第2項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

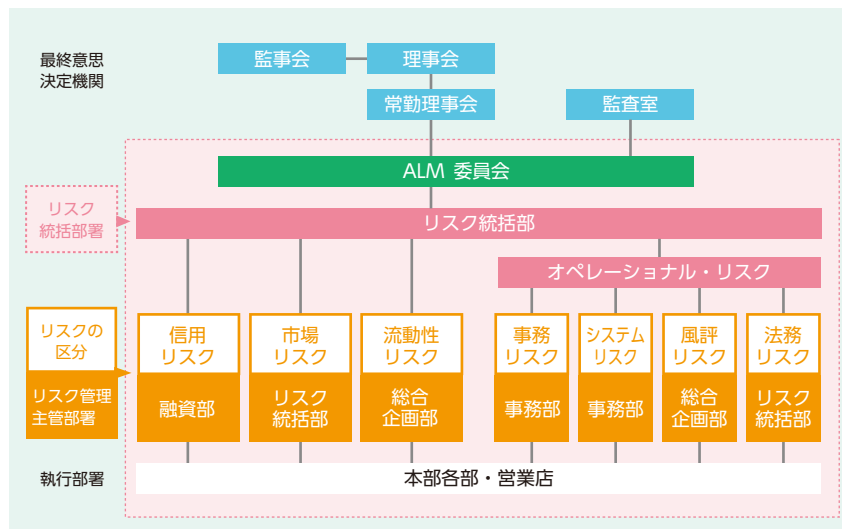
なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

リスク管理の体制

金融・経済のグローバル化に伴い、業務分野が拡大する反面、金融機関をとりまくリスクはますます複雑化・多様化しています。このような状況下、お客さまに安心してお取引いただくために、各種リスクの所在を認識したうえで適切なリスク管理をすることにより、経営の健全性の維持・向上に努めております。

当金庫は「リスク管理規程」を制定し、各事業部門が内包するリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照するリスク管理として「統合的なリスク管理態勢」の構築に努め、当金庫の自己資本の健全性を検討しております。

【リスク管理体制の組織概要】



■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことを指します。

当金庫では、貸出資産の健全性を常に維持するため、審査部門と推進部門を分離し、基本に基づいた運用ができるように厳格な審査体制をとっています。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式相場等の変動によって、保有資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。当金庫では、定期的に「資金運用検討会」を開催するとともに、運用部門から独立したリスク統括部においても市場リスク管理を行い、相互牽制機能を確認しています。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りが悪化したり、市場の混乱等により著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることなどの、損失を被るリスクのことを指します。

当金庫では、「流動性リスク管理要領」を定め、支払準備資産の管理に注意を払いながら流動性リスク管理体制の整備に努めております。

■事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、監査室による検証を通じて内部監査の強化を図るとともに内部規程の整備、事務部による臨店指導、内部研修等により事務レベルの向上を図るとともに、内部管理態勢強化委員会による検証を行い、事故の未然防止に努めております。

■システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、一般社団法人 しんきん共同センターのオンラインシステムを利用しており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

■風評リスク管理

風評リスクとは、噂や憶測、評判といったあいまいな情報や、何らかの事故・不祥事件等の発生に伴う風評により、顧客から見た金融機関の信頼度が損なわれ、損失を被るリスクです。

当金庫では、適切なディスクロージャーを行い、経営の透明性を確保し、風評リスクの発生防止に努めております。

■法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為で金融機関の信用の失墜を招き、金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、本部各部署及び各営業店にコンプライアンス担当者を配置し、勉強会を開催しております。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

法令等遵守の態勢

コンプライアンスとは、日常業務を行うにあたり法令や法令に基づく各種のルールや庫内規程、社会的規範を遵守することをいいます。当金庫が、地域社会の一員として地域の皆さまに信頼していただくためには、コンプライアンス態勢の強化に努めることが最も重要であると考えております。

当金庫の取組姿勢

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づき、当金庫の業務の適正を確保するため「内部管理基本方針」を制定し、コンプライアンス態勢の整備に取り組んでおります。

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づき当金庫及び当金庫の子法人等からなる集団（以下「当金庫グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部管理」という。）を整備しています。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 5. 当金庫グループにおける業務の適切性を確保するための体制 | <ol style="list-style-type: none"> 6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項 8. 当金庫グループの役職員が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制 9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
|--|--|

当金庫は今後とも、コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども結城信用金庫は、社会的責任と公共的使命を果たすため、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。 |
|---|---|

金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は24ページ参照）またはリスク統括部（電話：0120-208-705）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部または一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所（9～17時、電話：03-5524-5671）」にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉県弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図るものとします。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。 2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて知識の向上に努めます。 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。 |
|--|---|

お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

当金庫は、経営理念・経営方針のもと、お客さまの資産形成および資産運用に関する業務において、お客さまの最善の利益を追求し、お客さまの家計の長期・安定的な資産形成をサポートするため、以下の基本方針に基づき、お客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

- | | |
|--|---|
| <p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまの最善の利益を追求することを最優先に、お客さま本位の業務運営を徹底してまいります。 <p>【お客さまにふさわしいサービスの提供】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. お客さまの家計の長期・安定的な資産形成に合う商品・サービスの充実に努めてまいります。 3. お客さまに寄り添ったアフターフォローを実施してまいります。 <p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. お客さまの立場に立って適切な情報をわかりやすく説明してまいります。 | <p>【手数料等の明確化】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 手数料等の重要情報を、お客さまへ丁寧にわかりやすく説明してまいります。 <p>【利益相反の適切な管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. お客さまの利益が不当に害されることがないように、お客さまとの利益相反管理を適切に実施してまいります。 <p>【職員に対する適切な動機づけの枠組み等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. お客さま本位の業務運営を徹底するための人材育成や態勢整備に努めてまいります。 |
|--|---|

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引 <ol style="list-style-type: none"> ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引 ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引 ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引 (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。 | <ol style="list-style-type: none"> ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法 ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法 ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法 ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法 <ol style="list-style-type: none"> 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。 |
|---|---|

セキュリティ対策（取引の安定性確保）の強化

(1) マネロン対策機能の充実・強化

当金庫はマネロン対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、リスク統括部を統括部署、リスク統括部統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

(2) 金融犯罪防止（特殊詐欺・不正利用）への適切な対応

IBやATMを利用した特殊詐欺などの金融犯罪は年々高度化、複雑化しています。今後もこうした金融犯罪対策を継続して強化してまいります。

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項及び同法施行規則第23条に定める、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当金庫の業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の整備として「内部管理基本方針」を理事会で決議しています。）

「内部管理基本方針」およびその運用状況の概要は、以下のとおりです。

①当金庫グループの役職員の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 「結城信用金庫行動綱領」及び「コンプライアンス規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令の解説、違法行為に対する対処方法等を示した「コンプライアンス・マニュアル」および実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、毎年度、継続してコンプライアンスの徹底を図っています。

イ. コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス統括部署として「リスク統括部」を設置しています。その他、各業務部門及び営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス体制を整備するとともに、コンプライアンス全般にわたる諸問題の協議等を確保するため、コンプライアンス担当者会議を開催しました。

また、公益通報者保護の観点から、役職員の法令違反等の通報を直接コンプライアンス統括部門の担当者に行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置しております。

ウ. 内部監査部署を監査室とし、監査室は当年度、すべての本部各部及び営業店に対し業務全般に関する監査を実施し、法令等遵守態勢の有効性、適切性等の監査を行い、監査結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証しています。

②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会議事録およびその他の理事の業務執行に係る情報・文書保存・管理は、諸規程に基づき適正に行っています。また、理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当金庫は適切な統合的リスク管理を確保するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として定め、リスクカテゴリ毎に管理要領を策定しております。

イ. 当金庫全体のリスクを一元管理する「リスク統括部門」を設置し、リスクカテゴリ毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能確保しております。これらのリスク管理の状況については定期的に理事会、常勤理事会に報告しています。また、ALM委員会では収益管理と資産・負債の状況を所掌し、月次開催しております。

ウ. 各種災害・犯罪・システム障害等の正常な業務活動に支障を及ぼす事態の発生、またはその恐れのある場合はコンティンジェンシー・プラン発動に従うこととしております。これらの対応に備え、各事態を想定した訓練を定期的の実施しております。

④理事の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当金庫は「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程」「常勤理事会規程」に定めています。

イ. 理事会は経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針を定め、業務執行に関する重要事項を決定するほか、各理事の執行状況を監督しております。当年度は10回開催され、各担当理事は事業計画の執行状況を定期的に理事会に報告しています。

ウ. 常勤理事会は当年度に54回開催され、理事会決議に沿った具体的な施策等を決議し、効率的な業務執行を図っています。

⑤当金庫グループにおける業務の適切性を確保するための体制

ア. 当金庫グループ等が行う業務の法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、取締役、監査役を当金庫の理事が兼務しています。

イ. 当金庫と当金庫グループ等との取引が弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるようコンプライアンス統括部門（リスク統括部に配置）や内部監査部門（監査室）によるモニタリングを必要に応じて実施しています。

ウ. 監事及び監査部門（監査室）による当金庫グループの業務についてはグループ子会社であった「ユーシンビジネスサービス（株）」が令和2年9月に解散したため、以降の監査等の実施はありません。

⑥監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事の職務執行に係る所要の事務は常勤監事が自ら行っています。

⑦監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行に係る所要の事務は常勤監事が自ら行っています。

⑧当金庫グループの役職員が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制

ア. 監事は理事会に出席するとともに常勤監事は常勤理事会・常務会・各種委員会への出席及び各種文書の閲覧等により、理事及び職員からの報告を受けています。また、その他コンプライアンス上重要な事項についても事態確認後直ちに監事に報告する体制となっています。

イ. 監事は年間計画に沿った監査を実施しています。監事から求められた必要事項について、理事および職員は適正に報告を行っています。

⑨その他監事の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

ア. 監事は職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門（監査室）、コンプライアンス統括部門（リスク統括部）の管理者等との緊密な連携を図っております。

イ. 実効的な監事監査を図るため、当年度に監事と代表理事による意見交換を行い、また、各部署担当理事から業務執行状況の報告を行いました。また、常勤監事は会計監査人による監査に常時同席し、適切な情報交換を行っています。

個人情報保護の態勢

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）同法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- （1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
（例）顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- （2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
（例）運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客様の個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

（2）個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（業務内容）

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）（利用目的）
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資充当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

○お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

○お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- （1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- （2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- （3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを扱う職員および当該職員が扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- （4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- （5）個人データを扱う区域において、職員の入室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- （6）アクセス制御を実施して、取扱者および扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

○リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

（クッキーとは）

クッキーとは、お客さまがウェブサイトにアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時の有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等を示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、下記の当金庫相談室までご連絡下さい。

○証券業務に関する認定個人情報保護団体について

当金庫は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、証券業務に関する協会の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室 電話:03-6665-6784 (<https://www.jsda.or.jp/>)

【個人情報等に関する相談窓口】

結城信用金庫 相談室

住 所: 〒307-8601 結城市大字結城 557 番地

電話:0296-20-8720 FAX:0296-20-8722

URL:https://www.shinkin.co.jp/yuki/cgi-bin/_contact/contact.cgi

主要な業務のご案内

預金業務

お客さまの大切な資金を、安全・確実・有利にお預かりいたします。いつでも出し入れ自由で家計簿がわりにご利用いただける普通預金、お利息の有利な定期預金、将来にむけた資金づくりのための定期積金・財形預金等、目的に応じてたくさんの商品をご用意しています。

お客さまのニーズにお応えるために、より一層のサービスの充実に努めてまいります。

融資業務

当金庫は「地域に密着し、地域とともに繁栄する」という経営理念のもとに、地元でお預かりした預金は地元のお客さまに有効にご活用いただけますよう、さまざまな融資商品を取り揃えております。

地元企業や経営者の皆さまには、事業発展に向けた運転・設備資金、個人の皆さまには、住宅の新築（購入）や増改築のための資金・結婚や教育など豊かな生活づくりのための資金等、ご用途に応じた各種ローンを取り揃え、地域金融機関としてお客さまの資金ニーズに積極的に応えております。

有価証券投資業務

預金の支払準備、資金運用のため、元本回収に懸念がないもので、総体的に収益性が高くなるよう、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

内国為替業務

お客さまのお振込・ご送金や手形・小切手の取立などの代金取立て業務を行っております。全国の信用金庫をはじめとし、銀行・信用組合・労働金庫などと為替オンラインを結んでおりますので、確実でスピーディに対応させていただきます。

外国為替の取次ぎ業務

ご送金をはじめとし、信金中央金庫（信金中金）の機能等を活用する形で対応しています。

その他の業務

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (イ) 代理業務 <ul style="list-style-type: none"> ①日本銀行歳入代理店 ②信金中央金庫・日本政策金融公庫等の代理貸付業務 (ロ) 国、地方公共団体の公金取扱業務 (ハ) 保護預り及び貸金庫業務 (二) 債務の保証 (ホ) 公共債の引受業務 | <ul style="list-style-type: none"> (ヘ) 国債等公共債の窓口販売 (ト) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集） (チ) 共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集） (リ) 投資信託の窓口販売 (ヌ) 電子債権記録業に係る業務 (ル) 信託契約代理業務 (ヲ) スポーツ振興くじの払戻業務 |
|---|---|

預金商品

種類	内容・特色	期間	お預入金額
当座預金	商取引の決済などに手形・小切手をご利用いただくための預金です。	出し入れ自由	1 円以上
普通預金	いつでも出し入れ自由の預金です。給与、年金などの自動受取りや、公共料金の自動支払い、キャッシュカードのご利用など各種サービスもご利用いただけます。	出し入れ自由	1 円以上
普通預金（無利息型）	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たす預金で、預金保険制度の全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1 円以上
総合口座	普通預金と定期預金が一冊の通帳にセットされて、各種サービスと自動ご融資（定期預金の90%以内、最高 200 万円まで）がご利用いただけます。※ご利用は、個人のお客さまに限らせていただきます。		
貯蓄預金	お預入れ残高に応じて金利がつきます。 ※ご利用は、個人のお客さまに限らせていただきます。	出し入れ自由	1 円以上
通知預金	短期間一時的な余剰資金を運用する場合に有利な預金です。 お引き出しの 2 日前までにご通知ください。	7 日間以上	1 万円以上
納税準備預金	納税のお支払い専用口座です。	お引出しは納税時	1 円以上
定期預金	期 日 指 定 定 期 1 年経過後は期日を自由に指定できる定期預金です。 1 年複利でお利息が計算され、便利でオトクです。	最長 3 年 (据置期間 1 年)	100 円以上 300 万円未満
	ス ー パ ー 定 期 余剰資金を安全・確実に運用したい方にお勧めです。	1 ヶ月～5 年	100 円以上
	大口定期預金 1,000 万円からの資金運用に最適な自由金利定期預金です。	1 ヶ月～5 年	1,000 万円以上
財形預金	一般財形預金 毎月給与天引きで積み立てできる定期預金です。 財産形成にお役に立ちます。	3 年以上	1,000 円以上
	財形年金預金 年金受取り方式の財形預金です。老後の生活設計にお役に立ちます。	5 年以上	
	財形住宅預金 マイホームの取得、ご自宅の増改築等を目的とした財形預金です。	5 年以上	
定期積金	毎月一定額を積み立てていく商品です。少ない金額から積み立てられることから、目的に合わせて積み上げることができ、長期プランに備える資金づくりに最適です。	1 年～5 年 (年単位)	1 万円以上

主な融資商品

〔個人向け〕

種類	特色・お使いみち	ご融資額	期間
ユーシン住宅ローン	住宅の購入、新築、増改築、住宅用土地の購入、他行借換などにご利用いただけます。固定金利選択型、固定金利型、変動金利型をご用意しております。	10,000万円以内	しんきん保証40年以内 全国保証35年以内
一般個人ローン	消費資金であればお使いみちは自由にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
カーライフプラン	自家用車の購入、車検、修理費用、免許取得費用など自家用車に関する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
エコカープラン	低公害車（ハイブリッドカー・電気自動車・天然ガス自動車またはエコカー減税対象車に限る）の購入資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
教育プラン	高校、大学、短大、専修学校などの入学金・授業料のほか、下宿代・交通費・教科書購入などにもご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内 (元金据置期間は卒業予定月まで)
教育カードローン	お申込人さまの子弟・孫・被扶養親族の就学する学校等への納付金および就学にかかる付帯費用などにご利用いただけます。	50万円～500万円 (10万円単位)	5年以内※ (1年ごと更新)
福祉プラン	老人ホームの入居一時金、介護用機器の購入等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
リフォームプラン	住宅の増改築などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン	不動産購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金、およびそれらに伴う諸費用、住宅ローン借換等にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
しんきんカードローン	消費資金であれば、お使いみちは自由です。現金自動預払機（ATM）にていつでもご利用いただけます。	(極度額) 20万円、30万円、 50万円、100万円	3年自動更新

※契約時に、卒業予定月の3ヵ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定とします。
 ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末までとします。
 ※子弟等が進学する際、被保証人が引き続き教育カード当貸の利用を希望する場合は、保証期間の延長が可能です。
 ※このほか多数のローンをご用意しております。お気軽に当金庫本支店窓口、渉外担当者にお問合わせください。

〔事業者向け〕

種類	特色・お使いみち	ご融資額	期間
一般のご融資	割引手形…一般商業手形の割引。 手形貸付…仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付…設備資金など長期の資金需要にお応えします。 当座貸越…約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。	—	—
ゆうき100	事業に必要な運転資金をご融資いたします。	5,000万円以内	10年以内
ユーシン パートナーズローン	商工会議所・商工会会員の皆さまに必要な事業資金をご融資いたします。	1,000万円以内	10年以内
アパートローン	アパート建設資金またはアパート建設借入金の借り換えにもご利用いただけます。	1億円以内	30年以内
創業者支援融資「洋々」	新たなビジネスに挑戦する方を応援します。	500万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
農業経営者向け ローン「青空」	農業経営に必要な運転資金・設備資金をご融資いたします。	500万円以内	7年以内
太陽光発電事業融資	10kw以上の産業用太陽光発電事業に係る設備資金をご融資いたします。	3,000万円以内	15年以内
各種制度融資	県や市などの制度融資をご利用いただけます。	—	—
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客様に、しんきんリース㈱をご案内いたします。	—	—

このほか政府機関や地方公共団体等の代理貸付も取り扱っております。主なものは下記のとおりです。
 ●株式会社日本政策金融公庫 ●独立行政法人福祉医療機構 ●独立行政法人農林漁業信用基金 ●信金中央金庫 ●独立行政法人中小企業基盤整備機構

商品ご利用にあたっての 留意事項

各種ローンのお申し込みの際には、融資対象が限定されている場合や、不動産担保・保証などについて一定の基準がある場合があります。お申し込みの条件によってはご希望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。また、商品は内容等を変更する場合もありますので、詳しくはお近くの「ユーシン」窓口・渉外担当者にお尋ねください。なお、ご利用の際は計画的なご利用をおすすめします。

各種サービス・保険商品

各種サービス

休日ローン相談サービス

原則として毎月第2日曜日に住宅ローン・消費者ローンの相談をご希望のお客さまのご自宅等へ訪問いたします。

自動受取りサービス

給与・年金・配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。

自動支払いサービス

公共料金や税金・各種クレジットなどを自動的に支払います。

しんきんカード

(株)しんきんカードが発行する「しんきんVisaカード」「しんきんJCBカード」の入会申込等、お取扱いを行っております。

しんきんネットキャッシュサービス

当金庫のキャッシュカードは、当金庫の全店はもちろんのこと全国の信用金庫で現金の預入れと払戻しができます。全国の銀行・信用組合・労働金庫などMICS加盟金融機関の設置するATMからの払戻しができます。しんきんゼロネットサービス…全国の信用金庫が提携しATMでの利用手数料が無料となるサービスです(一部時間帯を除く)。

郵便貯金キャッシュサービス

全国の郵便局のATMで現金の預入れと払戻しができます。

I-NET代金回収サービス

茨城県内に本店のある金融機関にお取引があるお客さまの口座を利用して、貴社のお客さまに対する売上代金などを預金口座振替により回収いたします。

夜間金庫サービス

売上金などを夜間や休日でもお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金いたします。

しんきん電子記録債権サービス

電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。

法人向けインターネットバンキング

パソコンから総合振込、給与・賞与振込、残高照会、入出金明細照会などが行えます。

個人向けインターネットバンキング

パソコンなどから振込、残高照会、入出金明細照会などが行えます。

キャッシングサービス

VISA・JCBなどのクレジットカードにより、キャッシングのお取扱いを行っております。

デビットカードサービス

お手持ちの当金庫のキャッシュカードをそのまま使って、お店(加盟店)でお買い物をする時に、現金の代わりにキャッシュカードでお支払いができるととても便利なサービスです。

スポーツ振興くじ(toto)の払戻し業務

本店営業部、三和支店、境支店、下館支店、笠間支店、古河支店、下妻支店、水海道支店、豊里支店、総和支店、石下支店、八千代支店、岩井支店、守谷支店でお取扱いを行っております。

しんきんビジネスマッチングサービス

全国の信用金庫のネットワークを利用して、企業のビジネスマッチング(発注・受注・提携)情報の提供を行うものです。

投資信託の窓口販売業務

投資信託は、「小口からはじめられること」「分散投資ができること」「プロに運用を任せられること」が特徴の商品です。

景気動向調査

地元経済動向を調査し、その結果をユーシン最況レポートとして3ヶ月毎に発行しています。

信託契約代理業務

信金中央金庫の信託契約代理店として「相続信託」および「暦年信託」の媒介業務を行っております。

保険商品

●保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

しんきんグッドすまいる(住宅火災保険)

ご負担の小さい保険料で充実した補償内容をご提供。住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅火災保険です。

しんきんグッドサポート(債務返済支援保険)

住宅ローンをご利用されるお客さまが、住宅ローン期間中に病気やケガで働けなくなった期間の返済をサポートする保険です。

ビジネスプラン(業務災害補償保険)

事業者を保険契約者および被保険者とし従業員等を補償対象者とする保険です。

しんきんグッドパスポート(海外旅行保険)

海外旅行中のケガや病気、予期せぬ賠償責任や携行品の損害、航空機の遅延といったアクシデントやトラブルに備える保険です。

個人年金保険

保険料を一定期間据置または積立し、一定年齢になられたときに所定の年金額を受取ることができる保険です。

一時払終身保険

一生継続死亡保障で、大切なご家族に安心を「ふやしてのこせる」保険です。

医療保険

保障は一生、病気やケガに備える保険です。

がん保険

がんになったときの保障に備える保険です。

シニアサポーター(普通傷害保険)

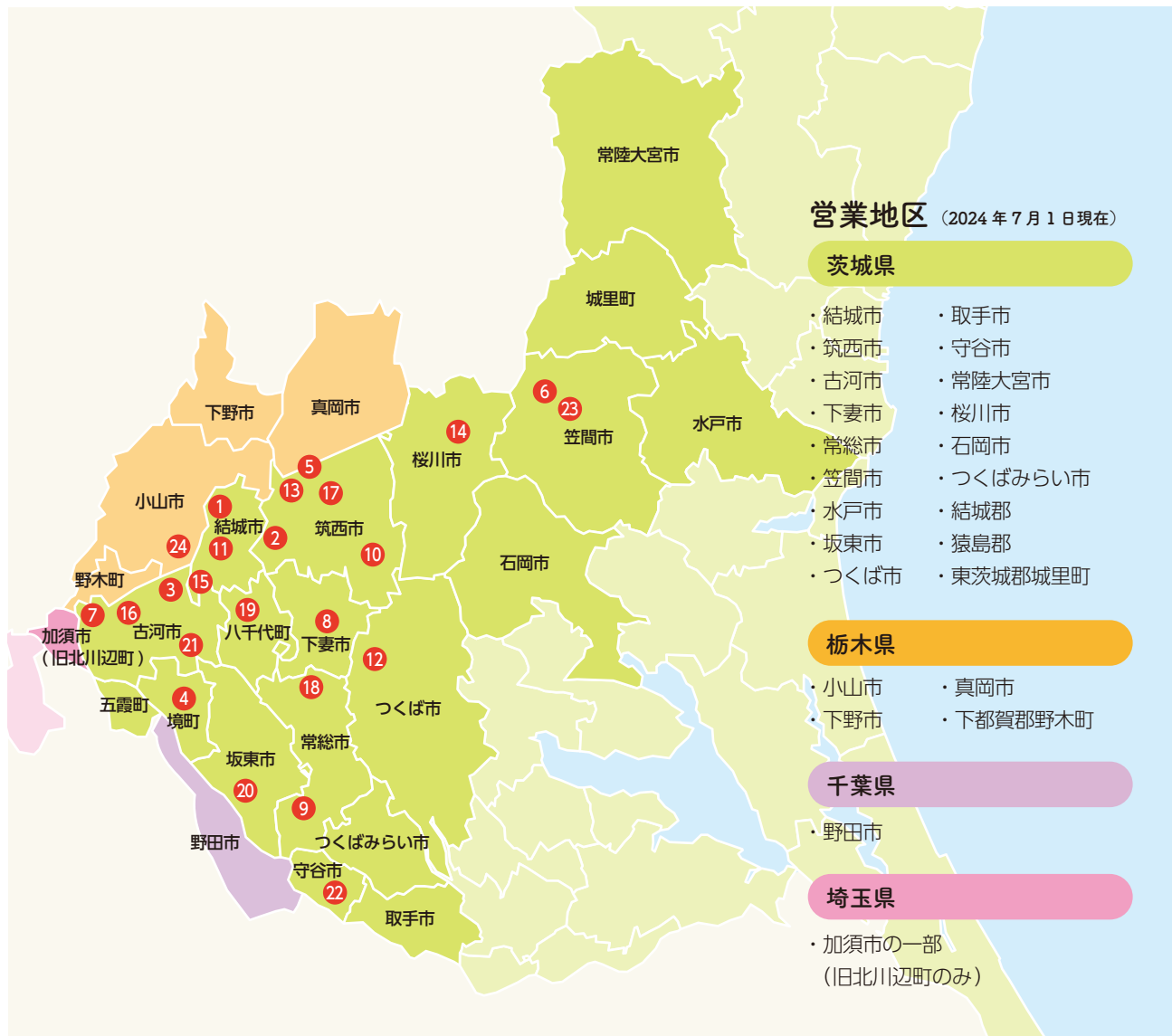
当金庫で年金を受給されているお客さまを対象として、24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故等によるケガを補償する保険です。

標準傷害保険

24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故等によるケガを補償する保険です。

店舗のご案内

店舗のご案内



本部 〒307-8601 茨城県結城市大字結城557番地 TEL 0296-32-2110

キャッシュカードご利用に際してのお願い

万一、「キャッシュカード」「通帳」などを紛失されたり、盗難にあったとき、および「偽造カード」による不正出金が発見された場合には、**至急お取引店または最寄りの店舗へご連絡ください。**

営業時間外の
連絡先

しんきんサービスセンター

TEL. **03-6433-0741**

ご存知ですか？

しんきんゼロネットサービス

全国の信用金庫が提携し、
ATM での利用手数料が無料となるサービスです。

ATM 利用手数料
無料の時間帯

平日 8:45 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 14:00

※上記以外の時間帯および日曜・休祝日のお預入れ・お引出しには所定の手数料が必要となります。

	店名	所在地	電話番号	ATMご利用 時間(平日)	取扱い
1	本店営業部	〒307-8601 茨城県結城市大字結城557	0296 (32) 2111	8:00～19:00	●
2	関城支店	〒308-0122 茨城県筑西市関本上1454-1	0296 (37) 3115	8:45～19:00	● ■
3	三和支店	〒306-0126 茨城県古河市諸川645-2	0280 (76) 1122	8:45～19:00	● ■
4	境支店	〒306-0433 茨城県猿島郡境町1900	0280 (87) 0235	8:45～19:00	●
5	下館支店	〒308-0031 茨城県筑西市丙275	0296 (24) 2127	8:45～19:00	●
6	笠間支店	〒309-1611 茨城県笠間市笠間55-5	0296 (72) 0275	8:45～19:00	●
7	古河支店	〒306-0011 茨城県古河市東1-10-17	0280 (32) 5186	8:45～19:00	● ■
8	下妻支店	〒304-0068 茨城県下妻市下妻丁253-1	0296 (44) 4111	8:45～19:00	●
9	水海道支店	〒303-0021 茨城県常総市水海道諏訪町2793	0297 (23) 4311	8:45～19:00	●
10	明野支店	〒300-4517 茨城県筑西市海老ヶ島837	0296 (52) 3311	8:45～19:00	●
11	南支店	〒307-0001 茨城県結城市大字結城6199-2	0296 (33) 3171	8:45～19:00	●
12	豊里支店	〒300-2645 茨城県つくば市上郷1638	029 (847) 4311	8:45～19:00	●
13	川島支店	〒308-0857 茨城県筑西市小川1554-33	0296 (28) 5511	8:45～19:00	●
14	羽黒支店	〒309-1453 茨城県桜川市友部932-1	0296 (75) 0781	8:45～19:00	●
15	城南支店	〒307-0001 茨城県結城市大字結城9749	0296 (33) 0811	8:45～19:00	●
16	総和支店	〒306-0234 茨城県古河市上辺見277-1	0280 (31) 9511	8:45～19:00	●
17	下館南支店	〒308-0826 茨城県筑西市下岡崎2-32-6	0296 (25) 3511	8:45～19:00	●
18	石下支店	〒300-2706 茨城県常総市新石下3924-2	0297 (42) 1200	8:45～19:00	●
19	八千代支店	〒300-3572 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1109-6	0296 (48) 3311	8:45～19:00	●
20	岩井支店	〒306-0632 茨城県坂東市辺田1148-3	0297 (36) 2111	8:45～19:00	●
21	三和南支店	〒306-0114 茨城県古河市山田337-2	0280 (78) 3111	8:45～19:00	●
22	守谷支店	〒302-0110 茨城県守谷市百合ヶ丘2-2728-4	0297 (45) 2112	8:00～19:00	● ■
23	友部支店	〒309-1705 茨城県笠間市東平2-12-12	0296 (78) 5588	8:00～19:00	● ■
24	小山城南支店	〒323-0829 栃木県小山市東城南4-28-8	0285 (31) 3330	8:00～19:00	● ■

●お振込がご利用できます(平日のみ取扱い)。 ■は貸金庫がご利用できます。

ATMは、日曜・祝日もご利用いただけます。また郵便貯金キャッシュサービスがご利用いただけます。
(土・日・祝日のATMご利用可能時間帯は9:00～17:00です。)

●店舗外キャッシュサービス(ATM)コーナーのご案内

結城市役所出張所 結城市中央町2-3	ATMご利用時間(平日) 8:30～17:15 ※土曜日・日曜日・祝日は休止になります。
-----------------------	---

主な手数料

(2024年7月1日現在)

ATM手数料（1回につき）

項目			手数料
当金庫 カード 利用	平 日	・平日 午後6時まで	無料
		・土曜 午後2時まで	
	土曜日	・上記以外の時間帯	110円
		・土曜 午後5時まで	
提携 金融 機関 カード 利用	日曜日 祝 日	午前9時～午後5時まで	110円
	平 日	・平日 午前8時45分～午後6時まで	110円
		・土曜 午前9時～午後2時まで	
	土曜日	・上記以外の時間帯	220円
		・土曜 午後5時まで	
	日曜日 祝 日	午前9時～午後5時まで	220円

再発行手数料

種類	金額
通帳・証書・キャッシュカード	1,100円
ローンカード（法人・個人）	1,100円

※盗難等を理由とする場合は、再発行手数料は無料です。

為替手数料（1件あるいは1通につき）

項目				手数料
振込	窓口	同一店内宛		770 円
		本支店宛		770 円
		他 行 宛	電信扱	1,100 円
			文書扱	1,100 円
	自動機 (カード払い)	同一店内宛		330 円
		本支店宛		330 円
		他行宛 電信扱		550 円
金額に 関係なく				

※窓口で視覚障がい者の方から身体障がい者手帳の提示を受けた場合は、自動機（カード扱）の振込手数料となります。

代金 取引	電子交換		880円
	電子交換以外	普通扱	880円
		至急扱	1,100円
その他	送金・振込の組戻料		1,100円
	取立手形組戻料		1,100円
	不渡手形返却料		1,100円

インターネットバンキング 【個人】

項目			手数料
基本料（月額）			110円
振込手数料	当金庫同一店舗内	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当金庫本支店間	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他金融機関あて	3万円未満	275円
		3万円以上	440円

【法人】

基本料（月額）	都度振込		1,100円
	総合・給与振込		3,300円
振込手数料	当金庫同一店舗内	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当金庫本支店間	3万円未満	110円
		3万円以上	330円
	他金融機関あて	3万円未満	385円
		3万円以上	550円

その他の手数料

項目		手数料
証明書発行 手数料	取引推移発行手数料	
	依頼日から15年未満	22円/枚
	依頼日から15年以上	1,100円/枚
	残高証明書 1通	550円
	残高証明書 前々月以前	1,100円
	当庫所定様式以外	1,100円
	残高証明書 監査法人向 1通	3,300円
	利息証明書	1,100円
硬貨入金 手数料	各種融資関係承諾書等	16,500円
	住宅取得控除証明書	330円
	1枚以上100枚まで	無料
硬貨出金 手数料	101枚以上500枚まで	550円
	501枚以上	500枚ごとに +550円
	1枚以上100枚まで	無料
円貨両替 手数料	101枚以上500枚まで	550円
	501枚以上	500枚ごとに +550円
	1枚以上50枚まで	550円
	当金庫に口座をお持ちのお客様 1日1回50枚まで	無料
	51枚以上500枚まで	550円
	501枚以上	500枚ごとに +550円

Yuki Shinkin Bank

資料編

貸借対照表・損益計算書・剰余金処分計算書	27
経営指標等	32
預金に関する指標	33
貸出金等に関する指標	34
有価証券に関する指標	35
管理債権等	37
自己資本の充実等に関する定性的な開示	38
自己資本の充実等に関する定量的な開示（単体）	39
信用金庫業界のセーフティーネット	45
信用金庫法施行規則に基づくディスクロージャー項目	46

財務諸表

■貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	2022 年度 2023 年 3 月 31 日	2023 年度 2024 年 3 月 31 日
現金	4,015	3,742
預け金	134,624	134,209
買入金銭債権	420	382
金銭の信託	-	-
有価証券	142,017	148,629
国債	14,897	13,362
地方債	18,410	20,327
短期社債	-	-
社債	84,889	89,539
株式	1,403	1,995
その他の証券	22,416	23,405
貸出金	142,052	138,287
割引手形	1,008	949
手形貸付	16,053	15,002
証書貸付	121,564	118,922
当座貸越	3,425	3,413
その他の資産	2,210	2,834
未決済為替貸	43	106
信金中金出資金	1,692	2,252
前払費用	9	11
未収収益	397	400
その他の資産	67	64
有形固定資産	2,671	2,649
建物	948	895
土地	1,512	1,512
建設仮勘定	-	3
その他の有形固定資産	209	237
無形固定資産	156	162
ソフトウェア	22	28
その他の無形固定資産	134	134
繰延税金資産	1,316	1,352
債務保証見返	48	44
貸倒引当金	△ 1,709	△ 1,880
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,378)	(△ 1,503)
資産の部合計	427,823	430,414

(単位:百万円)

負債の部	2022 年度 2023 年 3 月 31 日	2023 年度 2024 年 3 月 31 日
預金積金	406,801	408,802
当座預金	3,980	3,959
普通預金	161,986	170,139
貯蓄預金	2,029	2,663
通知預金	794	846
定期預金	222,985	217,193
定期積金	13,073	12,369
その他の預金	1,951	1,629
借入金	54	-
借入金	54	-
その他負債	1,010	1,063
未決済為替借	82	145
未払費用	179	196
給付補填備金	3	3
未払法人税等	205	213
前受収益	169	153
払戻未済金	3	15
払戻未済持分	-	-
職員預り金	174	160
資産除去債務	111	113
その他の負債	80	62
賞与引当金	106	97
退職給付引当金	178	176
役員退職慰労引当金	47	49
睡眠預金払戻損失引当金	2	2
偶発損失引当金	44	46
その他の引当金	-	-
債務保証	48	44
負債の部合計	408,294	410,281
(純資産の部)		
出資金	1,937	1,924
普通出資金	1,937	1,924
利益剰余金	19,085	19,748
利益準備金	1,934	1,937
その他利益剰余金	17,150	17,810
特別積立金	16,060	16,760
当期末処分剰余金	1,090	1,050
処分未済持分	△ 3	△ 29
会員勘定合計	21,020	21,642
(うち有価証券評価差額金)	△ 1,491	△ 1,509
評価・換算差額等合計	△ 1,491	△ 1,509
純資産の部合計	19,529	20,132
負債及び純資産の合計	427,823	430,414

■損益計算書

(単位:千円)

科目	2022 年度 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	2023 年度 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
経常収益	4,575,281	4,392,251
資金運用収益	3,829,149	3,756,764
貸出金利息	2,526,975	2,454,470
預け金利息	156,020	178,429
有価証券利息配当金	1,100,477	1,078,856
その他の受入利息	45,675	45,008
役務取引等収益	422,725	446,995
受入為替手数料	177,309	181,380
その他の役務収益	245,415	265,614
その他業務収益	34,210	42,743
外国為替売却益	-	524
国債等債券売却益	315	624
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	33,895	41,595
その他経常収益	289,196	145,748
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	54,613	16,066
株式等売却益	205,902	121,454
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	28,680	8,227
経常費用	3,503,376	3,431,032
資金調達費用	22,090	16,143
預金利息	17,269	12,842
給付補填備金繰入額	2,484	2,326
借入金利息	1,374	82
その他の支払利息	962	891
役務取引等費用	311,855	326,297
支払為替手数料	38,863	37,335
その他の役務費用	272,992	288,961
その他業務費用	260,871	166,404
外国為替売却損	8	-
国債等債券売却損	219,126	32,755
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	50,871
その他の業務費用	41,736	82,777
経費	2,601,590	2,578,888
人件費	1,646,644	1,611,221
物件費	875,322	883,874
税金	79,622	83,793
その他経常費用	306,968	343,298
貸倒引当金繰入額	216,585	296,304
貸出金償却	40,318	38,972
株式等売却損	19,966	-
株式等償却	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	30,097	8,022

(単位:千円)

科目	2022 年度 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	2023 年度 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
経常利益	1,071,905	961,218
特別利益	490	165
固定資産処分益	490	163
その他の特別利益	-	2
特別損失	705	1,004
固定資産処分損	705	1,004
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	1,071,690	960,380
法人税、住民税及び事業税	298,548	288,101
法人税等調整額	△ 3,803	△ 28,815
当期純利益	776,945	701,094
繰越金（当期首残高）	303,735	349,339
120周年特別積立金取崩額	10,000	-
当期末処分剰余金	1,090,680	1,050,433

■剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	2022 年度 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	2023 年度 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
当期末処分剰余金	1,090,680	1,050,433
利益準備金取崩額	-	13,716
計	1,090,680	1,064,149
剰余金処分額	741,341	738,437
利益準備金	-	-
特別積立金	700,000	700,000
(うち店舗新改築積立金)	(50,000)	(50,000)
普通出資に対する配当金	38,559	38,437
(配当率)	(年 2%)	(年 2%)
繰越金（当期末残高）	349,339	325,711

2023年6月26日開催の第122期通常総代会及び、2024年6月27日開催の第123期通常総代会で報告を行った2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士町田昌久氏、鈴木公泉氏の監査を受けております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月27日
結城信用金庫 理事長 石塚 清博

貸借対照表注記（2024年3月期）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～15年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、リース取引開始日が平成 20年4月1日以降に開始する事業年度に属するものについては、同会計基準及び適用指針を適用しております。
- 外国通貨については決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去1年間における累積の貸倒実績率の5期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これと当該年度前4年間で最も低い貸倒実績率のどちらか高い方を適用し、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,090百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務額を計上しております。
また、数理計算上の差異は発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により当期費用処理を行っております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2023年3月31日現在）	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2023年3月31日現在）	0.2396%
③補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金44百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」であります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当該事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,880百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は19百万円です。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,790百万円
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,633百万円
危険債権額	1,005百万円
要管理債権額	758百万円
三月以上延滞債権額	29百万円
貸出条件緩和債権額	729百万円
小計額	4,398百万円
正常債権額	134,261百万円
合計額	138,659百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は949百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	600百万円

為替決済の担保として、預け金9,500百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は27百万円です。
- 出資1口当たりの純資産額10,628円96銭
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は250百万円です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領・融資権限規程・担保評価要領等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、ALM委員会がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程およびリスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討・決定されたALMに関する方針に基づき、具体的な施策に取組み、常勤理事会において実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会等に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするために、運用および調達期間の最適化に取り組んでおります。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫の外貨建運用資産は投資信託の一部のみとなっております。また、外国証券の利息部分に対し一部為替変動リスクが生じる債券を保有していることから、為替相場が10%上昇した場合のリスク量を算出し、月次でALM委員会等に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、7,383百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資産・負債の総合的管理（ALM）を通して、適時適切に資金管理を行うほか、運用および調達期間の最適化に取組むことによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	134,209	134,130	△ 78
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,837	10,683	△ 153
その他有価証券	137,730	137,730	-
(3) 貸出金	138,287		
貸倒引当金（＊1）	△ 1,875		
貸出金（貸倒引当金控除後）	136,412	140,147	3,735
金融資産計	419,188	422,690	3,502
(1) 預金積金	408,802	408,113	△ 688
(2) 借入金	-	-	-
金融負債計	408,802	408,113	△ 688

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫の保証付私募債は、当該債券から生じるキャッシュフローから貸倒引当金を控除し、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式	-
非上場株式（＊1）	12
信金中央金庫出資金（＊1）	2,252
組合出資金（＊2）	49
合計	2,314

（＊1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

27.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項
これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計 上額を 超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	3,899	3,913	13
	社債	1,870	1,874	3
	その他	-	-	-
	小計	5,770	5,787	16
時価が 貸借対照表計 上額を 超えない もの	国債	-	-	-
	地方債	4,238	4,105	△ 133
	社債	827	790	△ 37
	その他	-	-	-
	小計	5,066	4,896	△ 170
合 計		10,837	10,683	△ 153

その他の有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	1,867	1,095	772
	債券	19,226	19,143	83
	国債	400	399	0
	地方債	4,480	4,456	24
	社債	14,345	14,287	57
	その他	7,906	7,187	718
	小計	29,001	27,426	1,574
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	114	124	△ 10
	債券	93,164	95,982	△ 2,818
	国債	12,961	14,016	△ 1,055
	地方債	7,708	8,032	△ 324
	社債	72,495	73,933	△ 1,438
	その他	15,450	16,282	△ 832
	小計	108,729	112,390	△ 3,660
合 計		137,730	139,816	△ 2,086

28.当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

29.当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	327	79	-
債券	1,398	0	1
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	1,398	0	1
その他	462	41	30
合 計	2,188	122	32

30.減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
当該事業年度における減損処理額は50百万円（事業債）であります。

31.満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照 表計上額	時 価	差 額	うち時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの
満期保有 目的の金 銭の信託	-	-	-	-	-

32.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は39,024百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,877百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	397 百万円
貸出金償却否認額	164
退職給付引当金損金算入限度額超過額	48
減価償却超過額	36
その他	1,225
繰延税金資産小計	1,872
評価性引当額	△ 84
繰延税金資産合計	1,788
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	435
繰延税金負債合計	435
繰延税金資産の純額	1,352 百万円

損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 363円72銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

経営指標等

■業務粗利益

	2022 年度	2023 年度
資金運用収支	3,807,058 (千円)	3,740,620 (千円)
資金運用収益	3,829,149	3,756,764
資金調達費用	22,090	16,143
役務取引等収支	110,869	120,698
役務取引等収益	422,725	446,995
役務取引等費用	311,855	326,297
その他の業務収支	△ 226,661	△ 123,661
その他の業務収益	34,210	42,743
その他の業務費用	260,871	166,404
業務粗利益	3,691,267	3,737,657
業務粗利益率	0.85 %	0.87 %

※ 1. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
資金運用勘定	430,147	425,416	3,829,149	3,756,764	0.89	0.88
うち貸出金	141,639	139,449	2,526,975	2,454,470	1.78	1.76
うち預け金	141,003	135,110	156,020	178,429	0.11	0.13
うち有価証券	144,995	148,569	1,100,477	1,078,856	0.75	0.72
資金調達勘定	417,285	410,997	22,090	16,143	0.00	0.00
うち預金積金	406,510	410,812	19,753	15,169	0.00	0.00
うち借入金	10,582	6	1,374	82	0.01	1.24

※ 1. 資金運用勘定は無利息の平均残高 (2022年度1,494百万円、2023年度1,272百万円) を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	2022 年度			2023 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 11,476	50,482	39,008	△ 22,525	△ 49,859	△ 72,384
うち貸出金	△ 35,020	△ 2,612	△ 37,632	△ 39,067	△ 33,438	△ 72,505
うち預け金	△ 5,115	13,141	8,026	△ 6,519	28,928	22,409
うち有価証券	29,628	39,307	68,936	27,128	△ 48,749	△ 21,621
支払利息	△ 954	△ 7,145	△ 8,099	△ 1,164	△ 4,712	△ 5,876
うち預金積金	577	△ 7,078	△ 6,501	209	△ 4,793	△ 4,584
うち借入金	△ 1,531	△ 67	△ 1,598	△ 1,373	81	△ 1,292

※ 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法により算出しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資金利鞘

	2022 年度	2023 年度
資金運用利回	0.89%	0.88%
資金調達原価率	0.62%	0.62%
総資金利鞘	0.26%	0.25%

■1店舗当たりの預金・貸出金残高 (単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
預金	16,950	17,033
貸出金	5,918	5,761

■預貸率

(単位:百万円、%)

	2022 年度	2023 年度
貸出金残高 A	142,052	138,287
預金残高 B	406,801	408,802
預貸率	A / B	34.91
	期中平残	33.82
		34.84
		33.94

※ 1. 預金には定期積金を含んでおります。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

	2022 年度	2023 年度
業務純益	1,139,376 (千円)	1,129,851 (千円)
実質業務純益	1,109,277	1,175,225
コア業務純益	1,328,088	1,258,228
コア業務純益 (投信解約益を除く)	1,245,992	1,248,478

※ 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用・金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費は含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■総資産利益率

	2022 年度	2023 年度
総資産経常利益率	0.24%	0.22%
総資産当期純利益率	0.17%	0.16%

※ 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高×100

■常勤従業員1人当たりの預金・貸出金残高 (単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
預金	1,667	1,747
貸出金	582	590

■預証率

(単位:百万円、%)

	2022 年度	2023 年度
有価証券残高 A	142,017	148,629
預金残高 B	406,801	408,802
預証率	A / B	34.91
	期中平残	36.35
		35.66
		36.16

※ 1. 預金には定期積金を含んでおります。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

■預金科目別残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	170,742	41.97	179,238	43.85
当座預金	3,980	0.98	3,959	0.97
普通預金	161,986	39.82	170,139	41.62
貯蓄預金	2,029	0.50	2,663	0.66
通知預金	794	0.19	846	0.20
別段預金	1,841	0.46	1,518	0.38
納税準備預金	110	0.02	111	0.02
定期性預金	236,058	58.03	229,563	56.15
定期預金	222,985	54.82	217,193	53.13
定期積金	13,073	3.21	12,369	3.02
合 計	406,801	100.00	408,802	100.00

■預金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	169,275	41.64	177,000	43.08
当座預金	3,690	0.91	3,756	0.92
普通預金	161,416	39.72	168,963	41.14
貯蓄預金	2,026	0.50	2,126	0.52
通知預金	880	0.21	814	0.19
別段預金	1,148	0.28	1,224	0.29
納税準備預金	114	0.02	113	0.02
定期性預金	237,235	58.36	233,812	56.92
定期預金	223,763	55.05	220,858	53.77
定期積金	13,472	3.31	12,954	3.15
合 計	406,510	100.00	410,812	100.00

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	343,650	84.48	342,861	83.87
一般法人	57,008	14.02	59,392	14.53
金融機関	312	0.07	411	0.10
公金	5,830	1.43	6,136	1.50
合 計	406,801	100.00	408,802	100.00

■固定金利預金、変動金利預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
定期預金	222,985	217,193
固定金利定期預金	222,789	217,001
変動金利定期預金	195	191
その他	-	-

※固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

■財形貯蓄預金残高

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
一般財形	496	467
財形年金	151	123
財形住宅	36	32
合 計	684	622

貸出金等に関する指標

■貸出金科目別残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	1,008	0.71	949	0.69
手形貸付	16,053	11.30	15,002	10.85
証書貸付	121,564	85.58	118,922	86.00
当座貸越	3,425	2.41	3,413	2.47
合 計	142,052	100.00	138,287	100.00

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	64,882	45.67	63,653	46.03
運転資金	77,170	54.33	74,633	53.97
合 計	142,052	100.00	138,287	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	2022 年度			2023 年度		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	559	14,787	10.41	534	13,629	9.85
農業・林業	159	1,599	1.12	148	1,482	1.07
鉱業・採石業・砂利採取業	2	10	0.00	2	8	0.00
建設業	970	16,572	11.67	948	16,597	12.00
運輸業・郵便業	232	11,866	8.36	233	12,161	8.79
卸売業・小売業	627	15,676	11.04	628	15,672	11.33
金融業・保険業	13	7,067	4.98	12	6,812	4.92
不動産業	266	11,990	8.45	283	11,429	8.26
物品賃貸業	11	385	0.27	10	298	0.21
学術研究・専門・サービス業	9	275	0.19	8	253	0.18
宿泊業	8	198	0.13	8	155	0.11
飲食業	210	2,261	1.60	205	2,103	1.52
生活関連サービス業、娯楽業	136	1,962	1.38	125	1,717	1.24
教育・学習支援業	16	660	0.46	17	678	0.49
医療・福祉	65	1,874	1.31	66	1,845	1.33
その他のサービス	552	9,724	6.85	550	9,345	6.75
小 計	3,835	96,911	68.22	3,777	94,192	68.11
地方公共団体	14	3,204	2.25	13	2,951	2.13
個人	8,604	41,936	29.53	8,296	41,143	29.75
合 計	12,453	142,052	100.00	12,086	138,287	100.00

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
貸出金	142,052	138,287
固定金利	84,007	79,374
変動金利	58,045	58,912

■貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
当金庫預金積金	805	798
動産	107	107
不動産	21,907	21,672
小 計	22,820	22,578
信用保証協会・信用保険	60,739	59,545
保証	13,118	12,344
信用	45,375	43,818
合 計	142,052	138,287

■貸出金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	912	0.64	911	0.65
手形貸付	15,590	11.01	15,393	11.04
証書貸付	122,026	86.15	119,828	85.93
当座貸越	3,110	2.20	3,316	2.38
合 計	141,639	100.00	139,449	100.00

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■会員・会員外別貸出金状況

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	129,063	90.86	125,715	90.91
会員外	12,989	9.14	12,572	9.09
合 計	142,052	100.00	138,287	100.00

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
当金庫預金積金	9	11
動産	-	-
不動産	20	17
小 計	29	28
信用保証協会・信用保険	15	13
保証	2	2
信用	-	-
合 計	48	44

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	16,098	11.10	15,197	10.23
地方債	18,732	12.92	19,392	13.05
社債	86,506	59.66	89,650	60.34
株式	1,099	0.76	1,146	0.77
外国証券	12,601	8.69	13,581	9.14
投資信託	9,783	6.75	9,398	6.33
その他証券	173	0.12	202	0.14
合 計	144,995	100.00	148,569	100.00

■商品有価証券の種類別平均残高

該当取引はありません。

■信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)

該当取引はありません。

■金銭の信託

該当取引はありません。

■有価証券の時価情報

●「売買目的有価証券」「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」

該当取引はありません。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2022 年度			2023 年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 える も の	国債	1,100	1,105	5	0	0	0
	地方債	3,361	3,381	20	3,899	3,913	13
	社債	3,972	3,999	26	1,870	1,874	3
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	8,434	8,486	52	5,770	5,787	16
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 えない も の	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	3,767	3,684	▲ 82	4,238	4,105	▲ 133
	社債	-	-	-	827	790	▲ 37
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	3,767	3,684	▲ 82	5,066	4,896	▲ 170
合 計		12,201	12,171	▲ 30	10,837	10,683	▲ 153

※ 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記のその他は外国証券及び投資信託です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●その他の有価証券

(単位:百万円)

	種類	2022 年度			2023 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,258	975	282	1,867	1,095	772
	債券	25,322	25,143	178	19,226	19,143	83
	国債	403	399	3	400	399	0
	地方債	5,097	5,048	49	4,480	4,456	24
	社債	19,820	19,695	125	14,345	14,287	57
	その他	7,921	7,329	591	7,906	7,187	718
	小 計	34,501	33,449	1,052	29,001	27,426	1,574
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	133	144	▲ 11	114	124	▲ 10
	債券	80,673	82,730	▲ 2,056	93,164	95,982	▲ 2,818
	国債	13,393	14,084	▲ 690	12,961	14,016	▲ 1,055
	地方債	6,184	6,392	▲ 208	7,708	8,032	▲ 324
	社債	61,095	62,252	▲ 1,157	72,495	73,933	▲ 1,438
	その他	14,438	15,483	▲ 1,044	15,450	16,282	▲ 832
	小 計	95,245	98,358	▲ 3,113	108,729	112,390	▲ 3,660
合 計		129,746	131,808	▲ 2,061	137,730	139,816	▲ 2,086

※ 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記のその他は外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2022 年度		2023 年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
株式	12		12	
子会社	-		-	
非上場株式	12		12	
信金中央金庫出資金	1,692		2,252	
投資事業有限責任組合等	56		49	
合 計	1,760		2,314	

■有価証券の種類別の残存期間の残高

(単位:百万円)

		1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の 定め ないもの	合計
国 債	2022年度	1,100	403	-	-	-	13,393	-	14,897
	2023年度	400	-	-	-	863	12,097	-	13,362
地 方 債	2022年度	2,764	4,126	201	-	1,366	9,951	-	18,410
	2023年度	1,199	3,111	-	291	6,365	9,359	-	20,327
社 債	2022年度	5,426	15,047	24,698	17,058	15,892	6,765	-	84,889
	2023年度	8,257	14,945	34,638	12,708	12,896	6,092	-	89,539
株 式	2022年度	-	-	-	-	-	-	1,403	1,403
	2023年度	-	-	-	-	-	-	1,995	1,995
外国証券	2022年度	500	877	2,467	2,617	2,087	1,063	2,860	12,473
	2023年度	298	1,099	4,642	1,087	2,120	1,083	2,926	13,258
そ の 他 の 証 券	2022年度	10	971	826	1,143	1,283	30	5,677	9,942
	2023年度	194	485	1,260	1,280	1,213	29	5,684	10,147
合 計	2022年度	9,801	21,427	28,193	20,819	20,629	31,204	9,941	142,017
	2023年度	10,351	19,641	40,541	15,367	23,459	28,662	10,605	148,629

管理債権等

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分	2022 年度	2023 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,993	2,633
危険債権	1,445	1,005
要管理債権	1,045	758
三月以上延滞債権	8	29
貸出条件緩和債権	1,036	729
小計 (A)	4,483	4,398
保全額 (B)	3,722	3,847
個別貸倒引当金 (C)	1,378	1,503
一般貸倒引当金 (D)	72	52
担保・保証等 (E)	2,272	2,291
保全率 (B) / (A) (%)	83.02%	87.47%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	65.59%	73.85%
正常債権 (F)	137,915	134,261
総与信残高 (A) + (F)	142,399	138,659

※

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
- 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	2022 年度	2023 年度
貸出金償却	40	38

当金庫の自己資本の充実の状況等

定性的な開示項目

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に当金庫が積み立てている利益剰余金（特別積立金、利益準備金等）と地域のお客さまからお預かりしている出資金により構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、内部留保による資本の横上げ等を行うことにより、自己資本を充実させており、経営の健全性を十分に維持している水準にあると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの収益計画に基づいた業務推進により計上された利益の資本横上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスク管理に関する項目事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理を経営の重要課題のひとつと位置づけ、与信業務の基本理念や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

信用リスクの評価については、小口先数主義に基づく推進によるリスク分散を図るとともに、厳格な自己査定を実施し、不良債権の適正な償却・引当を実施しております。

また、個別案件の与信管理においては、融資部門・営業推進部門・資産査定部門を完全に分離独立した組織とし、営業店の一次審査と本部の二次審査による厳しい審査体制をとっています。

貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」並びに「償却及び引当に関する基準書」により、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・ウェイトの判定にあたり標準的手法を採用しております。また、保有する資産の一部（有価証券等）について、エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・国内債券エクスポージャー
株式会社 格付投資情報センター（R&I）
株式会社 日本格付研究所（JCR）
- ・外国債券エクスポージャー
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を指し、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容など様々な角度から検討をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置づけとして捉えております。

担保や保証に過度に依存しないような融資の推進に取組むとともに、担保や保証が必要な場合は、お客さまへの十分なご説明をしたうえでご契約をいただいております。

また、担保・保証の手続きについては、「融資業務取扱規定」及び「担保評価要領」等により適切な取扱いをしております。

なお、当金庫では、信用リスク削減手法として、以下の手法を採用しております。

(1) 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出金残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内とします。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

与信取引において、取引先が期限の利益を喪失した場合に、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証機関のリスク・ウェイトを適用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針並びに手続きの概要

当金庫は、当該取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関（オリジネーター）が保有するローン債権等を裏付けとして有価証券に組み換え、第三者（投資家）に売却して流動化することをいい、証券化エクスポージャーとは、証券化商品にかかるエクスポージャーをいいます。

当金庫では、オリジネーターとしての証券化取引の該当はありませんが、有価証券投資の一環（投資家）として、証券化商品を保有する場合があります。

当金庫では、証券化商品のリスクは、市場動向、時価評価、格付機関が付与する格付等によって把握するなど、適切なリスク管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品への投資にあたっては、市場運用部門において、内包される市場リスクや商品特性を十分に調査の上、「資金運用規程」等の諸規程の定めを遵守し、資金運用検討会に諮った上で投資することとしております。また、投資後も、市場運用部門・リスク管理部門において、証券化商品の市場動向・時価評価等を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整えております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法としての証券化取引の該当はありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

信用リスク削減手法としての証券化取引の該当はありません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化商品にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

適格格付機関は以下の2機関を採用しております。

- 株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社 日本格付研究所（JCR）

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象の発生によって生じる損失に係るリスク」を指します。

当金庫では、「事務リスク管理要領」、「法務リスク管理要領」、「風評リスク管理要領」及び「システムリスク管理要領」を定め、オペレーショナル・リスク管理に取組むことにより、リスクの顕現化の未然防止に努めております。

また、これらのリスクに関して、各リスク管理担当部署会議等において検討するとともに、必要に応じ常勤理事会へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、毎日時価評価を行い、価格変動リスク管理をするとともに、運用状況により「資金運用検討会」に諮り、対応について検討をしております。

また、株式関連商品への投資は、債券投資の金利リスクヘッジ手段として捉えており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金については、その公共性等を勘案しながら個別に慎重な投資判断をしております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により当金庫の保有する資産・負債の現在価値が変動するリスクを指します。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクである銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:InterestRate Risk in the BankingBook）の計測等を行っています。

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測結果については、資産・負債の最適化、健全性の確保に向けた検討を行うため、ALM委員会へ月次で報告を行っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）及びΔNII（注2）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：平均2.5年

・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年以内

・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

・複数の通貨の集計方法及びその前提

いずれも金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・スプレッドに関する前提、内部モデルの使用等

スプレッドに関する前提は考慮していません。内部モデルは、使用していません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

金利リスクに関する事項の定量的な開示項目は、「9. 金利リスクに関する事項」に記載しています。

当金庫の自己資本の充実の状況等

定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項

■単体

(単位:百万円、%)

	2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,971	21,603
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,937	1,924
うち、利益剰余金の額	19,075	19,748
うち、外部流出予定額 (△)	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3	29
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	378	426
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	378	426
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,350	22,030
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	156	162
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	156	162
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10% 基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15% 基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	156	162
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	21,193	21,867
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	142,511	143,488
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,140	-
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,140	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	7,357	7,256
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,869	150,745
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.14%	14.50%

※自己資本比率算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

3. 自己資本の充実度に関する事項

■単体

(単位:百万円)

	2022 年度		2023 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額合計	142,511	5,700	143,488	5,739
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	135,394	5,415	135,207	5,408
ソブリン向け	3,512	140	3,603	144
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,276	1,091	27,909	1,116
法人等向け	50,744	2,029	51,507	2,060
中小企業等向け及び個人向け	33,231	1,329	32,573	1,302
抵当権付住宅ローン	3,739	149	3,512	140
不動産取得等事業向け	1,023	40	717	28
三月以上延滞	227	9	380	15
出資等	1,210	48	1,305	52
出資等のエクスポージャー	1,210	48	1,305	52
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,397	95	497	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,842	73	2,730	109
その他	10,188	407	10,470	418
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,256	330	8,281	331
リスク・スルー方式	8,256	330	8,281	331
④他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,140	△ 45	-	-
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,357	294	7,256	290
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	149,869	5,994	150,745	6,029

※ 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

当金庫の自己資本の充実の状況等

4.信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

■単体

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
国内	408,966	411,440	142,100	138,332	119,851	125,713	-	-	977	1,387
国外	10,021	10,624	-	-	10,001	10,601	-	-	-	-
地域別合計	418,988	422,065	142,100	138,332	129,853	136,315	-	-	977	1,387
製造業	43,077	45,392	15,099	13,950	27,378	30,616	-	-	69	166
農業、林業	1,824	1,701	1,824	1,700	-	-	-	-	10	19
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	10	8	10	8	-	-	-	-	-	-
建設業	21,642	21,889	18,275	18,340	3,293	3,494	-	-	268	289
電気・ガス・熱供給・水道業	10,777	10,777	-	-	10,683	10,679	-	-	-	-
情報通信業	2,094	2,093	-	-	2,000	2,000	-	-	-	-
運輸業、郵便業	19,014	20,369	12,178	12,438	6,720	7,818	-	-	150	192
卸売業、小売業	22,042	22,576	16,136	16,114	5,692	6,290	-	-	82	142
金融業、保険業	146,695	148,907	7,140	6,882	15,878	18,877	-	-	-	-
不動産業	18,534	19,071	12,732	12,160	5,795	6,892	-	-	276	471
物品賃貸業	385	298	385	298	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	327	304	327	304	-	-	-	-	-	-
宿泊業	210	163	206	160	-	-	-	-	44	16
飲食業	2,664	2,490	2,664	2,489	-	-	-	-	15	15
生活関連サービス業、娯楽業	2,358	2,210	2,357	2,209	-	-	-	-	0	0
教育、学習支援業	672	690	672	690	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2,212	2,076	2,211	2,076	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	11,794	11,277	10,671	10,363	1,101	900	-	-	21	54
国・地方公共団体等	54,569	51,750	3,204	2,951	51,309	48,745	-	-	-	-
個人	36,016	35,229	36,003	35,192	-	-	-	-	36	18
その他	22,062	22,786	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	418,988	422,065	142,100	138,332	129,853	136,315	-	-	977	1,387
1 年以下	105,821	94,003	34,556	22,392	9,782	10,128	-	-		
1 年超 3 年以下	93,195	72,637	27,167	7,771	20,286	19,131	-	-		
3 年超 5 年以下	47,709	54,285	19,821	14,279	27,417	39,493	-	-		
5 年超 7 年以下	35,568	33,197	15,586	18,781	19,960	14,399	-	-		
7 年超 10 年以下	32,545	47,457	12,684	24,688	19,836	22,732	-	-		
10 年超	59,522	80,411	26,877	49,909	32,570	30,431	-	-		
期間の定めのないもの	44,673	40,108	5,406	508	-	-	-	-		
残存期間別合計	419,036	422,065	142,100	138,332	129,853	136,315	-	-		

※ 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産、無形固定資産、有形固定資産等が含まれます。

4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

■単体

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	361	331	-	361	331
	2023年度	331	377	-	331	377
個別貸倒引当金	2022年度	1,235	1,378	103	1,131	1,378
	2023年度	1,378	1,503	125	1,252	1,503
合 計	2022年度	1,597	1,709	103	1,492	1,709
	2023年度	1,709	1,880	125	1,583	1,880

(注) 当金庫は、自己資本比率算定にあたり、睡眠預金払戻損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等には含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

■単体

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金期末残高		個別貸倒引当金期中の増減額		貸出金償却	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	60	149	△ 4	89	-	-
農業、林業	10	19	-	9	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	301	331	121	30	10	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	128	112	△ 14	△ 16	27	-
卸売業、小売業	373	271	70	△ 102	-	-
金融業、保険業	3	3	-	-	-	-
不動産業	146	276	△ 70	130	2	3
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	24	16	14	△ 8	-	-
飲食業	22	25	△ 5	3	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	2	△ 3	△ 2	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	126	123	△ 3	△ 3	-	-
その他のサービス	52	52	33	0	-	35
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	123	119	4	△ 4	-	-
合 計	1,378	1,503	143	125	40	38

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

■単体

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2022 年		2023 年	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	71,565	-	64,571
10%	100	30,504	-	32,175
20%	39,683	138,147	46,921	141,445
35%	-	6,474	-	5,801
50%	53,009	1,027	53,206	1,319
75%	-	42,923	-	41,871
100%	597	34,713	600	33,819
150%	-	41	-	132
200%	-	-	-	-
250%	-	198	-	198
その他	-	-	-	-
合 計	93,390	325,597	100,728	321,336

※ 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。

※ 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

※ 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

■単体

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4,689	4,819	56,765	55,534	-	-

※当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

※本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計算された部分は含めておりません。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

■単体

(単位:百万円)

区分	2022 年度		2023 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,267	1,579	2,166	1,366
非上場株式等	1,761	1,761	2,315	2,315
合 計	3,029	3,340	4,481	3,681

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

■単体

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
売却益	106	79
売却損	19	0
償却	0	0

※損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

■単体

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
評価損益	311	799

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

■単体

(単位:百万円)

	2022 年度	2022 年度
評価損益	-	-

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■単体

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,256	8,281
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

10. 金利リスクに関する事項

■単体

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
1	上方平行シフト	7,539	7,383	△ 216	△ 122
2	下方平行シフト			216	122
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,539	7,383	216	122
		2022 年度		2023 年度	
8	自己資本の額	21,193		21,867	

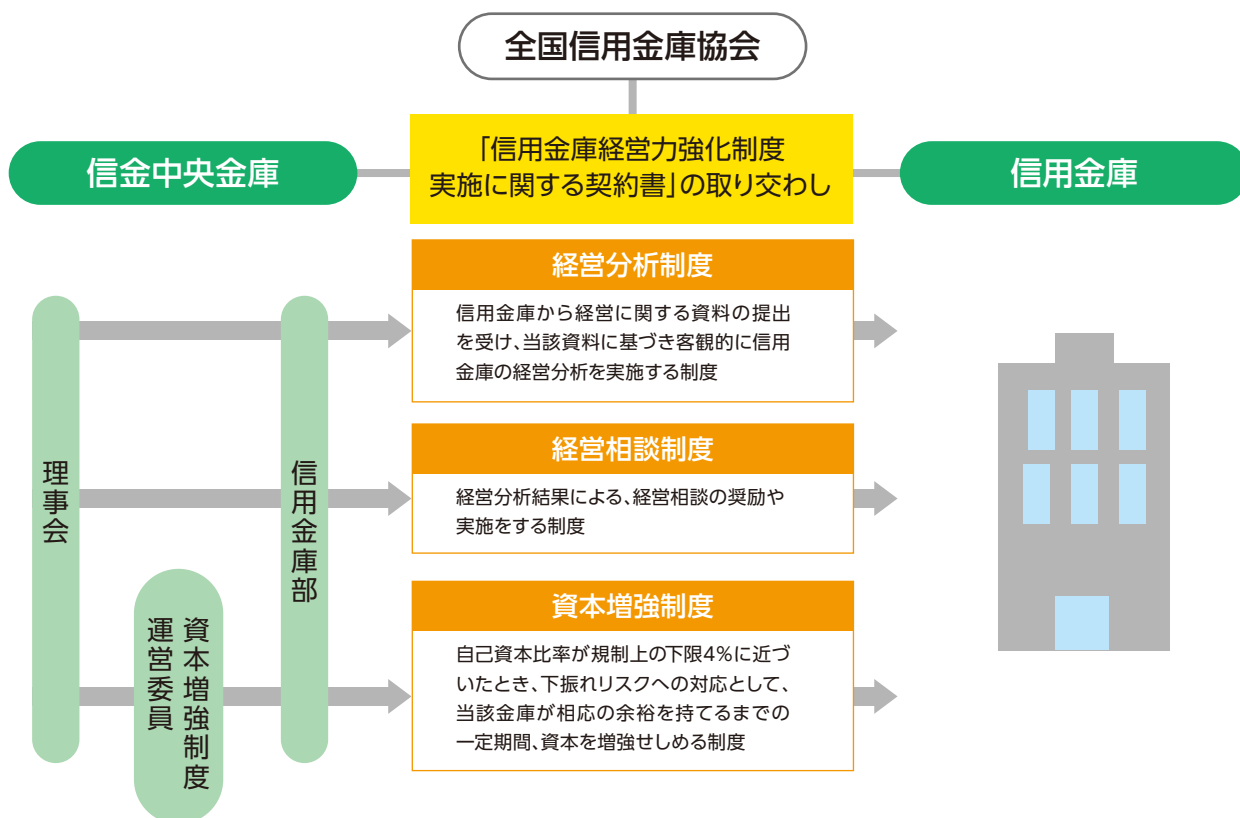
※金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用金庫業界のセーフティーネット

『信用金庫経営力強化制度』

信用金庫経営力強化制度は、信用金庫の経営力強化に努め、一時的な要因により自己資本比率が低下するような場合には、信金中央金庫から自己資本の増強を支援することによって、信用金庫の経営悪化を未然に防止しようとするもので、業界のセーフティネットの性格を有するものです。

信金中央金庫は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、邦銀有数の規模と効率性を有しています。



子会社の概況

グループ子会社はありません。

信用金庫法施行規則に基づくディスクロージャー項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ. 事業の組織	14
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	14
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	28
ニ. 事務所の名称及び所在地	24

2. 金庫の主要な事業の内容

20-22

3. 金庫の主要な事業に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況	5, 6
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
(1) 経常収益	6
(2) 経常利益又は経常損失	6
(3) 当期純利益又は当期純損失	6
(4) 出資総額及び出資総口数	6
(5) 純資産額	6
(6) 総資産額	6
(7) 預金積金残高	6
(8) 貸出金残高	6
(9) 有価証券残高	6
(10) 単体自己資本比率	6
(11) 出資に対する配当金	6
(12) 職員数	6
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	32
② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	32
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	32
④ 受取利息及び支払利息の増減	32
⑤ 総資産経常利益率	32
⑥ 総資産当期純利益率	32
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	33
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	33
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	34
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	34
③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	34
④ 使途別の貸出金残高	34
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	34
⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値	32
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別の平均残高	35
② 有価証券の種類別の残存期間別の残高	36
③ 有価証券の種類別の平均残高	35
④ 預証率の期末値及び期中平均値	32

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の体制	15
ロ. 法令遵守の態勢	16-19
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7-11
ニ. 金融ADR制度への対応	16

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27-31
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37
(2) 危険債権	37
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	37
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	37
(5) 正常債権	37
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	38, 39
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	35, 36
(2) 金銭の信託	35
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	35
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	42
ヘ. 貸出金償却の額	37
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査法人の監査を受けている場合にはその旨	28

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は

財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	14
-----------------------------------	----



茨城県結城市大字結城 557 番地

TEL.0296-32-2110

<https://www.shinkin.co.jp/yuki/>

表紙のデザインは、筑波技術大学総合デザイン学科3年 中村宙様の作品です。
当金庫の経営理念をふまえ、地域の皆様とともに歩み、高みを目指していくことを
イメージしています。